

---

平成29年 第84回（定例）新 温 泉 町 議 会 会 議 録（第 3 日）

平成29年 9 月12日（火曜日）

---

議事日程（第 3 号）

平成29年 9 月12日 午前 9 時開議

- 日程第 1 諸報告
- 日程第 2 報告第10号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 3 議案第56号 豊岡市と新温泉町との定住自立圏の形成に関する協定の変更について
- 日程第 4 議案第57号 町道路線の廃止について
- 日程第 5 議案第58号 町道路線の認定について
- 日程第 6 議案第59号 動産の買入れについて
- 日程第 7 議案第75号 平成29年度新温泉町一般会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 8 議案第76号 平成29年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 9 議案第77号 平成29年度新温泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第10 議案第78号 平成29年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第11 議案第79号 平成29年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第12 議案第80号 平成29年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第13 議案第81号 平成29年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第14 認定第 1 号 平成28年度新温泉町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第 2 号 平成28年度新温泉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第 3 号 平成28年度新温泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第 4 号 平成28年度新温泉町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第 5 号 平成28年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第 6 号 平成28年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計歳入歳出決

算の認定について

- 日程第20 認定第7号 平成28年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 認定第8号 平成28年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計決算の認定について
- 日程第22 認定第9号 平成28年度新温泉町水道事業会計決算の認定について
- 日程第23 認定第10号 平成28年度新温泉町下水道事業会計決算の認定について
- 日程第24 認定第11号 平成28年度新温泉町公立浜坂病院事業会計決算の認定について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 諸報告
- 日程第2 報告第10号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第3 議案第56号 豊岡市と新温泉町との定住自立圏の形成に関する協定の変更について
- 日程第4 議案第57号 町道路線の廃止について
- 日程第5 議案第58号 町道路線の認定について
- 日程第6 議案第59号 動産の買入れについて
- 日程第7 議案第75号 平成29年度新温泉町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第8 議案第76号 平成29年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第9 議案第77号 平成29年度新温泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議案第78号 平成29年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第11 議案第79号 平成29年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第12 議案第80号 平成29年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第13 議案第81号 平成29年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第14 認定第1号 平成28年度新温泉町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第2号 平成28年度新温泉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第3号 平成28年度新温泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第4号 平成28年度新温泉町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第18 認定第5号 平成28年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第6号 平成28年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第7号 平成28年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 認定第8号 平成28年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計決算の認定について
- 日程第22 認定第9号 平成28年度新温泉町水道事業会計決算の認定について
- 日程第23 認定第10号 平成28年度新温泉町下水道事業会計決算の認定について
- 日程第24 認定第11号 平成28年度新温泉町公立浜坂病院事業会計決算の認定について

出席議員（15名）

1番	中井勝君	2番	谷口功君
3番	宮脇諭君	5番	植田光隆君
6番	岡坂峰雄君	7番	谷田一富君
8番	中村茂君	9番	西村敏弘君
10番	西村銀三君	11番	中井次郎君
12番	池田宜広君	13番	宮本泰男君
14番	岩本修作君	15番	高橋邦夫君
16番	小林俊之君		

欠席議員（なし）

欠員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 ..... 仲村祐子君 書記 ..... 中井勇人君

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	岡本英樹君	副町長 .....	小西清司君
教育長 .....	岡本操君	温泉総合支所長 .....	太田洋二君
牧場公園園長 .....	池内俊久君	総務課長 .....	西村大介君
企画課長 .....	井上弘君	税務課長 .....	長谷阪治君
町民課長 .....	谷田善明君	健康福祉課長 .....	森本彰人君
商工観光課長 .....	岩垣廣一君	農林水産課長 .....	仲村秀幸君
建設課長 .....	田中雅樹君	上下水道課長 .....	松岡清和君

町参事	土江克彦君	浜坂病院事務長	吉野松樹君
会計管理者	中村光春君	こども教育課長	西村徹君
生涯教育課長	川夏晴夫君	調整担当	小谷豊君
代表監査委員	川崎雅洋君		

---

午前9時00分開議

○議長（小林 俊之君） 皆さん、おはようございます。

第84回新温泉町議会定例会3日目の会議を開催するに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、御多用のところ、御参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、本日は、休会中に各常任委員会が開かれて、それぞれの所管事務調査が行われておりますので、その結果の報告、提出議案であります協定変更、一般会計及び特別会計補正予算などを中心に議事を進めてまいりたいと存じます。

議員各位におかれましては、諸般の議事運営に御協力を賜り、適切妥当な議決が得られますようお願いを申し上げまして、開会の挨拶といたします。

町長挨拶。

岡本町長。

○町長（岡本 英樹君） 議員の皆さん、おはようございます。

定例会第3日目の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、休会中、それぞれの委員会におきまして、格別の御指導を賜りました。厚くお礼を申し上げるところであります。

朝夕、随分と涼しくなってきました。先週の後半は爽やかな秋晴れが広がり、稲刈り作業も順調に進んだことと思います。また、日曜日の中学校の運動会では、わずかな時間でありましたが、生徒の皆さんが力を合わせ、一丸となって頑張っている姿を見させていただき、大変頼もしく感じたところであります。

本日の定例会は、報告案1件、事件案4件、一般会計及び特別会計に係る補正予算につきまして御審議を願いたく存じます。適切かつ妥当な御議決がいただけますように心からお願いを申し上げまして、一言お礼の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（小林 俊之君） ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、第84回新温泉町議会定例会3日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

---

日程第1 諸報告

○議長（小林 俊之君） 日程第1、諸報告に入ります。

まず、議長から報告いたします。

去る8月31日の会議以来、それぞれの会合に出席していますが、別紙の議会対外的活動報告を見ていただくことで省略いたします。

次に、議会運営委員会が本日9月12日に開かれましたので、委員長より報告をお願いいたします。

中村委員長。

○議会運営委員会委員長（中村 茂君） それでは、議会運営委員会から報告を申し上げます。本日9月12日ですが、開催いたしました議会運営委員会の報告であります。

今回は、第84回新温泉町議会定例会、追加議案に伴う議事運営について審議いたしました。内容は、但馬牛研修センター建築工事請負契約の締結に伴うものであります。この件に関しまして当局から説明を受けたんですが、入札2回行ったと。いずれも不調に終わったということであります。次回は9月21日の午後、当日は道の駅の竣工式の日なんですけど、その午後に3回目の入札を行うと、そういう内容であります。会期ぎりぎりの状態の中で、どうするかということで委員会で議論したわけですが、当局の予定なりを聴取する中で、議案の配付がぎりぎりの前日、入札後速やかに議案配付したいということあります。

委員会での審議ですが、ぎりぎりの状態であるということ、それから産業建設常任委員会の中でも従来からこの事業に関しては詳しく審議してると、あとは入札の内容とか、そういうことができてないということありまして、内容についてはかなりの時間をもってして皆さんが周知してると、そういうことありますので、今回は産業建設常任委員会の開催を省き、全体での審議ということで議案を御審議いただきたいと、そういうことあります。ですから、9月21日入札後、議案配付です。翌22日に全体での審議でこの追加議案に対処していくということといたしました。少し慣例とは離れますが、御理解、御協力よろしくお願いいたします。

以上、委員会の報告でございます。（「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（小林 俊之君） 暫時休憩いたします。

午前9時08分休憩

午前9時10分再開

○議長（小林 俊之君） 再開いたします。

次に、休会中の所管事務調査として、各常任委員会が開催されておりますので、その状況をそれぞれの委員長から報告をお願いいたします。

初めに、総務教育常任委員会が9月5日に開かれておりますので、委員長から報告をお願いいたします。

高橋委員長。

○総務教育常任委員会委員長（高橋 邦夫君） おはようございます。

それでは、総務教育常任委員会の報告をいたします。

まず、こども教育課でございます。報告は7件、そのうち浜坂認定こども園の移転改築についてであります。周辺関係者との協議を重ねているが、さまざまな意見があるようであります。継続してすこやか広場を利用したいとの声があり、理解を得ている状況には至ってなく、基本設計がおくれているとのことでございます。委員会として、移転改築に向けたさまざまな環境整備に精励されることを強く要請をいたしました。残余については、委員会資料を御参照いただきたいと思います。

協議事項2件であります。通学バスの購入契約、補正予算の第2号について、いずれも委員会として了といたしました。

次に、生涯教育課でございます。報告12件については、委員会資料を御参照いただきたいと思います。協議事項についても、いずれも委員会として了承といたしました。

次に、税務課、報告事項は3件ございましたが、委員会資料を御参照いただきたいと思います。協議事項、固定資産評価審査委員会の選任同意については、当委員会は、今定例会の本会議に委ねることといたしました。

続いて、企画課であります。報告5件については委員会資料を御参照いただきたいと思います。そのうち、NHKラジオの開局は12月1日になる予定であるようであります。協議事項、定住自立圏の形成に関する協定の一部改正について、委員会は了といたしました。

最後に、総務課でございます。報告事項2件、本定例会の議案、報告第10号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告について説明を受け、本会議に委ねることといたしました。残余については、委員会資料を御参照ください。

協議事項であります。旧照来小学校の校舎を普通財産に移し、解体することについては了といたしました。なお、体育館は残置をし、生涯教育課が管理をするとのこととございます。補正予算第2号については了承といたしました。人権擁護委員2名の推薦については、本会議の審議に委ねることといたしました。以上です。

○議長（小林 俊之君） 総務教育常任委員長の報告は終わりました。

委員長報告のうち、協議事項について質疑があればお願いいたします。ございませんか。

3番、宮脇諭君。

○議員（3番 宮脇 諭君） 終わりがけに、旧照来小学校の解体の件での報告があったわけですが、これ、照来地区の区長会が何年か前に、適正な公共施設の管理ということでの要望書を出されておったように思います。そういった意味で、この解体に関して、地元の区長会、区長さん方との協議というものがあって、唐突にこういった補正予算が組まれたものなのか、その辺の審議が総務委員会ではなかったのかどうなのか、そのことをお伺いします。

○議長（小林 俊之君） 高橋委員長。

○総務教育常任委員会委員長（高橋 邦夫君） 委員会としては、当然理解を得られてい

るとの判断であります。

○議長（小林 俊之君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 高橋委員長、ありがとうございました。

これをもって質疑を終わります。

次に、産業建設常任委員会が9月6日に開かれておりますので、委員長から報告をお願いいたします。

谷田委員長。

○産業建設常任委員会委員長（谷田 一富君） おはようございます。

それでは、産業建設常任委員会のほうの委員会報告をさせていただきます。4課の所管事務調査であります。

では、最初に、牧場公園課であります。報告事項7件ございます。若干の質疑がありましたので、報告いたします。

三重県の松阪では畜主の方々を匠という呼び方をしているが、我が町でも世界の名牛を飼育されてる方々を、匠がいいのか、どんな名称がいいのかわからないが、顕彰するような制度はできないかと。答えて、そのような制度ができれば、モチベーション上がって、誇りを持った畜産農家になるのではないかと思いますと。

次に、但馬牛管理技術習得支援プログラム事業補助金交付要綱は地域おこし協力隊の方のためにつくったものだと思うが、プレッシャーにならないか。基本的にはここに住んでほしいという願いがあり、この手助けをするということでの制度である。金銭的にも生活の負担を軽減してあげて、定住するためのプレッシャーを和らげていくものだと思うと。

次、協議事項であります。1、平成29年度新温泉町一般会計補正予算（第2号）についてであります。異議なく、当委員会として承認いたしました。

次に、農林水産課であります。報告事項6件ございます。詳細は委員会資料を御清覧いただきたいと思います。若干の質疑がありましたので、報告いたします。

子牛競り相場は淡路競り相場と比較してどうかと。答え。同じ7月を比較すると、雄が83万4,188円、去勢が91万1,755円となっており、去勢では淡路のほうが若干高くなっており、雌牛は新温泉町のほうが高くなっている。傾向的には、淡路のほうが高くなっていると。問い。淡路のほうが高くなってる原因は何か。原因はわからないが、一度調査してみたいと思いますと。問い。外国人実習生の受け入れも10年間継続したということはすばらしいことであり、10周年を記念して何か事業を考えていただきたいと思うが。答え。どのようなソフト事業が可能なのか検討させていただき、年度末までに考えていきたいと。問い。工事発注状況の中で、石橋、前地区の集団化調査とあるが、一体何の調査なのかと。耕地整理に向けたデータを集める事前調査業務であると。問い。地元集落から強い要望があつての調査なのかと。答え。水路改良も効率的に

整備でき、営農計画も検討できるだろうと、思っての事前調査であり、地元からの要望があつたものではないと。

協議事項であります。1、議案第63号、農業委員会委員の任命につき、認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意についてであります。この案件は、農業委員会の構成で、原則として過半数を認定農業者とする。本町の農業委員会の定数は11人であり、認定農業者は19人となっており、過半数要件の例外規定で、認定農業者の数が農業委員定数の8倍を下回る場合、過半数でなくてもいいという規定がされていると。議会の同意を求めるものであると。異議なく、当委員会として承認いたしました。

2、議案第64号から第74号、農業委員会委員の任命同意についてであります。農業委員の任命は議会の同意を得るとなっており、任期は3年となっているという説明を受けております。任命同意は本会議に委ねるものといたします。

3番目、平成29年度新温泉町一般会計補正予算（第2号）について、異議なく、当委員会として承認いたしました。

4番目の追加予定議案であります。但馬牛研修センター建築工事請負契約の締結についてであります。研修センター建築工事の概要と経過報告と、今後の予定として、今月入札を行い、来年の3月31日完成を目指しているという説明を受けております。詳細は委員会資料を御清覧いただきたいと思います。

次に、建設課であります、報告事項は、1から4までの4件であります。詳細は委員会資料を御清覧いただきたいと思います。

若干の質疑がございました。特定空き家は何軒あるかと。答え。再利用が難しい空き家は100軒程度あると。特に危険だと思われるものを特定空き家を指定して、その所有者に指導していく。現在、特定空き家が妥当だろうと思えるのは5軒あるが、ただ、まだ指定していませんので、現在はゼロであると。次に、埋蔵文化調査として歴史的に見て評価はどうであったか。答え。貴重なものとしてはなかった。一般的な遺跡であった。問い。山陰近畿自動車道促進協議会総会、当初予算200万円であったものが300万円にふえたのはなぜか、財源はと。答え。200万円は開通後の祝賀会の予算であると。100万円は但馬自動車道推進協議会からいただき、残りの半分を香美町が負担していただくようになっていると。今回の追加補正の300万円は、11月11日のプレイベントの予算である。当初は計画に入っていなかったが、県よりプレイベントの要請があり、次の浜坂道路2期もあるということで計画することになったのもであると。祝賀会が200万円とプレイベントが300万円の事業になると。

協議事項であります。町道路線の廃止及び認定について、議案第57号、第58号についてであります。今回の提案は、浜坂道路の工事に伴う管理道路の廃止と認定であります。詳しくは委員会資料を御清覧いただきたいと思います。異議なく、当委員会として承認いたしました。2、平成29年度補正予算についてであります。1、新温泉町一



般会計補正予算（第2号）、議案第75号。異議なく、当委員会として承認いたしました。2、新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第2号）、議案第79号であります。異議なく、当委員会として承認いたしました。3、新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計補正予算（第2号）、議案第80号。異議なく、当委員会として承認いたしました。その他といたしまして、平成29年度国土交通省・兵庫県関係事業の進捗状況について説明を受けております。詳しくは委員会資料を御清覧いただきたいと思います。

次に、商工観光課であります。報告事項1から5の5件であります。詳細は委員会資料を御清覧いただきたいと思います。

若干の質疑がございました。薬師湯の入館者が激減しているが、金額的にはどうなのか。答え。金額的には、4月、5月は微減になっているが、6月以降は前年を上回ってきていると。回数券での販売が多くなっており、このことが実数としてあらわれていないが、実際の入館者は前年と余り変わらないということであります。問い。いなか暮らし体験住宅貸付事業は、今まで実績があったのだろうか。答え。利用実績はありません。この9月、初めて1組の利用者の予定がありますと。問い。道の駅が完成されつつあるが、あの屋根の低さは何を意図しているのか、お聞きしたい。屋根の低さの意図は、まだ何かは確認しておりませんと。地域の特産品が入っているが、詳細の概要を教えてください。答え。特産しんおんせんは直売所、精肉店、食堂として、たじま屋食堂を運営し、テナントは春來そば生産組合がそばを販売する。直売所では、委託販売として野菜、魚の加工品、ちくわ、花、また、仕入れ商品として土産物であると。精肉店では、但馬牛、町内産の豚肉、但馬産の鶏肉を販売していくと。たじま屋食堂では、精肉店が扱っている肉を利用したメニュー、ステーキとかハンバーグとかローストビーフ井などであると。また、時期に応じて海鮮丼のような定食を扱っていくことになる。問い。シワガラの滝の駐車場はどこにするのか、また、何台ぐらいとめることができるのかと。答え。今、予定しているのは、シワガラ入り口の上流に、町道に隣接する土地で町有地を予定していると。マイクロバスが2台と乗用車が10台程度である。霧ヶ滝においては面積がかなり広いので、マイクロバス2台と乗用車30台ぐらいをとめることができると。

協議事項。平成29年度新温泉町一般会計補正予算について、議案第75号であります。異議なく、当委員会として承認いたしました。

次に、当委員会に検討を依頼されました道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律と全国森林環境税の創設に関する意見書採択に関する陳情であります。

最初に、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の改正であります。この法律は平成19年の12月21日に道路特別財源の安定的な確保に関する意見書を提出しており、平成20年度より10年間の時限立法として施行されています。本年度で満了になるための検討であります。委員全員が引き続き議員提案として意見書を提出

すべきという結論になりましたことを御報告いたします。

次に、検討依頼を受けました全国森林環境税の創設であります。兵庫県は全国に先駆けた緑税があり、全国森林税と緑税どちらがいいのか、継続審議として検討していくという結論になりましたことを報告させていただきます。

以上、産業建設常任委員会のほうの報告とさせていただきます。

○議長（小林 俊之君） 産業建設常任委員長の報告が終わりました。

委員長報告のうち、協議事項について質疑があればお願いいたします。

11番、中井次郎君。

○議員（11番 中井 次郎君） お尋ねいたします。農林水産課のあれで、21ページの但馬牛の研修センターの建築の問題がこれ協議事項になっておりますので、ちょっと教えてください、もしあれだったら。この21ページに関係者って、これ書いてあるわけですけども、米印がついてるんですけども、これ団体と、それから個人っていう形になっとんんですけども、ここに書いてあるのが、これの説明はございましたか、その中には議員の方もおられますけども。団体と個人になってるけど、どういうことなんでしょう、これ。何の関係者なんでしょう。

○議長（小林 俊之君） 谷田委員長。

○産業建設常任委員会委員長（谷田 一富君） 但馬牛研修センターの件であります。先ほど議運の委員長が申しあげましたように、この建物は来年の3月31日を完成、目指しているということでの説明は受けております。それから建物の概要、そういったものは受けておまして、追加予定議案としましては、先ほど議運の委員長が言われましたように、今度、21日の午後に入札を行い、22日に全体としての審議に入るというようなことを御報告を受けております。

それから、先ほど、団体、個人っていうのは……（「関係者」と呼ぶ者あり）関係者……（「関係者ってここに書いてる、21ページ、説明は受けましたか」と呼ぶ者あり）これは、説明は受けておりません。記憶がちょっと今ございません。

○議長（小林 俊之君） そのほかございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小林 俊之君） ありがとうございます。

これをもって質疑を終わります。

谷田委員長、ありがとうございます。

次に、環境福祉常任委員会が9月7日に開催されておりますので、委員長から報告をお願いいたします。

岡坂委員長。

○環境福祉常任委員会委員長（岡坂 峰雄君） それでは、委員会報告させていただきます。

まず、所管課、健康福祉課でございますが、報告事項が8件ございました。その中の

4件目に、平成29年度ユートピアの利用状況についてでございますが、ユートピアの2階の部屋が余り利用されていないということで、何とかこれ利用する方法はないのかということで、庁舎全体で検討して、有効に使うように考えるという答弁がございました。

協議事項につきましては、1番から4番ございましたけれども、どれとも質疑なし、委員会として了承いたしました。

それから、次に、町民課でございます。報告事項は9件でございます。協議事項はなしでございます。防犯カメラ設置補助金交付要綱についてでございますが、設置場所については地域の合意形成が必要とのことだが、合意形成とはどんなことかという質問がございまして、答えとして、これとしての要綱は定かに決めてはいたないが、プライバシーを守ることが大事であるということございまして。それから、設置補助金は町と県がおのおの8万円補助するののかという質問に対して、上限が県、町、各8万円であるが、実施については1カ所当たりが30万円ぐらいが必要であるとのことであるという報告がございました。次に、公用施設にも設置してはどうかという質問に対して、今はまだ考えてないが、検討はするというところでございます。

協議事項、一般会計が1件ありましたけれども、質疑なき、了承をいたしました。

所管課は、次に、上下水道課でございます。報告事項は3件ございました。質疑はありませんでした。協議事項も1件のみ、七釜温泉配湯事業特別会計補正がありましたけれども、質疑なき、委員会として了承をいたしました。

それから、所管課、浜坂病院でございます。報告事項1番から6番までございましたが、これも利用状況についてでございますが、常勤医が現在6人もいるとのことであり、町民にこれをコマーシャルをして、ほかの病院の利用を控え、浜坂病院を利用するようにすべきだということについて、広報等を利用して鋭意、浜坂病院の利用に努めてもらうようお願いをしますということでございます。

以上、簡単でございますが、報告といたします。

○議長（小林 俊之君） 環境福祉常任委員長の報告は終わりました。

委員長報告のうち、協議事項について質疑があればお願いいたします。ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小林 俊之君） これをもって質疑を終わります。

岡坂委員長、ありがとうございました。

次に、議会広報調査特別委員会が閉会中の7月7日と11日及び休会中の8月31日に開かれ、また、兵庫県町議長会主催の議会広報研究会に参加しておりますので、委員長より報告をお願いいたします。

中村委員長。

○議会広報調査特別委員会委員長（中村 茂君） それでは、議会広報調査特別委員会

から報告を申し上げたいと思います。大体3点ほど申し上げたいと思います。

まず、前回の諸報告の中で、1点報告ができなかったということがございます。7月27日発行のナンバー47、議会広報であります。これにつきまして報告がおくれたということではありますが、報告したつもりでおったもので、その日は全く資料を持ってきてなかったということがありまして、今回、そのことを報告申し上げたいと思います。

まず、この47号であります。6月8日に打合会を行いまして、原稿提出を7月4日として、2回の委員会を持って校正作業を行って、月末に配布と、そういうことありました。今回につきましては、麒麟獅子マラソン、第30回というマラソンでありましたので、これを記念して表紙に使わせていただきました。それから、中身は、クリーンセンターを解体して公園化、また、国保の基金6,000万円で国保税軽減、町ふるさと産品地産地消推進条例を制定と、そういうメインの内容でつくってきたところであります。

それから、次に、平成29年の8月2日に、神戸の六甲荘で研修会がございました。議会広報研究会でございまして、講師は広報紙コンクールの審査員でもあり、甲南女子大学の講師であります中野景介氏が講演、また、広報クリニックをしていただきました。この内容であります。広報委員、全員参加いたしました。午後から始まったんですが、この研究会の中で、町議会広報コンクールの審査員であります甲南女子大学の中野景介氏のお話の中で、前段で、「言葉の落としもの、拾いもの」、こういうことを題した基調講演がございました。ちょっと印象に残ったことでは、BS放送で現在、「フーテンの寅さん」シリーズ、48編が紹介されておると。山田洋次監督は、このシリーズで日本の心、美を表現しているというふうな評価でありましたし、全てが一極集中で、日本全国が疲弊してると。でも、日本はどこでも美しい、これを守り、継承することも住民代表である皆さんの役目であると。そんなお話をいただきました。また、広報紙においては、表紙というのはニュース性がとっても大事だということでもあります。ニュース性があるものであるし、とても重要なものであると。写真からメッセージが放てるような写真であってほしい。広報の文章中には、原則として敬語は使用しない。障がい者の「障がい」の使い方ですが、法令による場合は漢字を使用するが、一般的には「障がい」、平仮名の「がい」ですね、そういうことで言葉を使ってほしいと。そんなお話がありました。

後段の各市町の広報クリニックですが、毎回、行政順でクリニックをしていただいております。今回は逆にするということで、新温泉町が一番最初のクリニックをしていただきました。本町の今回の出典は、この本年4月に発行いたしました新温泉町議会広報第46号であります。全体として大きな指摘はなかったように思いました。表紙は、大庭認定こども園の卒園式で、みんなで歌を歌っている、そういう場面であります。とっても子供の成長が感じられ、メッセージ性があり、表紙にマッチしていると。たまたま今回のトピックスの中で浜坂認定こども園の移転改築の本格スタートというような巻

頭のページがありますので、そういう部分とマッチしてとってもいいということ。胸の名札をぼやかして読めないようにしてるとか、そういう配慮がいいということ。そんなことがありましたし、巻頭の見開きをおもしろくつくっていると。予算の記事でございますが、とっても、収入を含めて、自主財源、依存財源、ちゃんと詳しく説明つけてできてると。そういう部分でかなりいい評価であったように思います。また、一般質問の中で、私のページですが、浜高グローバルキャリア類型の写真を使わせていただきました。とっても表情もよく出て、マッチしておりますし、表紙でもいけるんじゃないかというような高評価をいただいています。また、谷田議員の県内のふるさと納税の比較表もとっても効果的だと、そんな評価もあったとこであります。おおむね高い評価をいただいたなど、あと、コンクール結果、審査結果が楽しみだなど、そんな気持ちを持っております。

それから、この8月31日に行いました広報調査委員会の打合会ではありますが、今回の広報であります。今回の広報、何とか任期中に発行したいという思いであります。皆様をお願いしたいのが、多分この9月22日ぐらいには広報依頼ができると思います。締め切りを10月2日にしておりますので、ぜひそれまでに全ての原稿を上げてください。期間がないもので、できることは先にしたいと、そういう思いであります。10月2日までに原稿提出をお願いします。特にお願いしたいのが、一般質問、皆様のページであります。ちゃんとタイトルをつけてほしいということ。それから字数、800から900字ということ为原则としてほしい。それから、写真については、もしこちらのほうで撮ってほしいということであれば、そのことを原稿提出の際に明確にしておいてください。そのことをお願いしたいと思います。かなり皆さんの原稿、タイトルなかったら結構皆さんで議論してタイトル打ったりとかしてしますので、ぜひ時間短縮に御協力をお願いします。表紙については、道の駅ということを何とか考えてみたいというふうに思っております。ぜひ、最後の広報紙でありますので、皆さん御協力よろしく願います。

以上、長くなりましたが、広報委員会からの報告であります。（「議長、ちょっと質問」と呼ぶ者あり）

○議長（小林 俊之君） 暫時休憩いたします。

午前9時41分休憩

午前9時43分再開

○議長（小林 俊之君） 再開いたします。

中村委員長、ありがとうございました。

これで委員会報告を終わります。

次に、町長より報告がありましたらお願いいたします。

○町長（岡本 英樹君） ございません。

日程第2 報告第10号

○議長（小林 俊之君） 日程第2、報告第10号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

岡本町長。

○町長（岡本 英樹君） 本件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により御報告を申し上げるものであります。

内容につきましては、総務課長に説明をさせます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（小林 俊之君） 西村総務課長。

○総務課長（西村 大介君） 報告の第10号でございます。健全化判断比率及び資金不足比率につきまして報告をさせていただきます。根拠の法令は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、これのまず、第3条第1項と申しますのが健全化判断比率でございます。同法第22条第1項の規定、これが資金不足比率の根拠の規定になるものでございます。これらに基づいて報告をさせていただきます。

説明の都合上、まず、審議資料をごらんをいただきたいと思っております。審議資料の5ページをお開きいただきたいと思っております。審議資料の5ページでございます。概略のみ説明をさせていただきます。健全化法の概要でございます。既に御存じとは思いますが、上段のほうをごらんください。現行制度の欄でございます。箱が3つございます。財政状況を健全段階、そして早期健全化、それから再生の3つの段階に分類をしております。早期健全化っていうのが要注意ライン、再生っていうのが危険ラインでございます。

健全段階の中の箱の中に、指標につきまして記載をいたしております。点が2つありますけれども、上段のフローの指標が実質赤字から実質公債費比率まで、3つです。それから、その下、ストックの指標が将来負担比率、1つでございます。それから、その下に少し横長の箱がございますけれども、公営企業の経営の健全化、これが資金不足比率のことでございます。ここで5つの指標ということになります。

真ん中の健全段階では、要するに要注意のラインですけれども、財政健全化計画の策定が義務づけられ、一番下ですけれども、3つ目の点です、総務大臣または知事が必要な勧告をするということになります。

それから、右端の再生段階でございます。これが危険ラインですけれども、これは財政再生計画が策定が義務づけられます。一番下の点を見ていただきまして、財政運営が計画に適合しない場合には国などの関与を受けると、予算の変更等を勧告されるということでございます。

次のページでございます。6ページでございます。今言いました3段階のそれぞれの基準の指数を記載しております。下に箱がありまして、箱の右端に、実質赤字から公営企業における資金不足比率まで記載をいたしております。例えば、3番目の実質公債費比率ということで行きますと、2行目の、2つ目の枠ですけれども、18%と書いてありますけれども、ここは健全段階にはなるんですけれども、地方債の発行につきまして許可制のほうに移行するということで、18%を超えると協議でなしに許可団体ということになってまいります。例えば公営企業でありますと、一番下の公営企業における資金不足比率です。そこでは、10パーを超えると地方債を発行する場合に許可が必要になってくるということとなります。あと、健全化基準、また、再生基準は、右に書いてあるとおりでございます。

それから、次の7ページでございます。今のそれぞれの基準の数値をイメージ図にしたものでございます。左側がどちらかといえば健全段階、それから、右側に行けば行くほど財政悪化というような状況でございます。

次のページ、8ページでございます。8ページにつきましては、それぞれの5指標の対象となる会計の範囲を記載をいたしております。左側のほうに箱がありますけれども、地方公共団体の会計を一般会計と、まず、特別会計、2つに大きく分類いたします。そして、特別会計の中に、また、うち公営企業会計ということで、3つにここで分類をしております。一般会計等ということで、中心となる会計なんですけれども、一般会計と、特別会計の中で一部、一般会計に準ずるものを加えたものでございます。新温泉町の場合では、残土処分の特会2つを含めたものが一般会計等となります。それから、そこから右側にずっと矢印がありますけれども、範囲を示しております。例えば、左側から3本目の実質公債費比率で行きますと、町の全11会計と、あと、一部事務組合、広域連合への負担金等のうち準元利償還金に当たるものを加えるということとなります。その右側の将来負担比率になりますと、町の全11会計に一部事務組合と広域連合への準元利償還金、さらには地方公社・第三セクターへの負担金のうち債務の負担に係るものを足していくということとなります。

それから、あと、9ページ、10ページにつきましては、計算式、算出根拠を記載しております。説明は省略をさせていただきます。後ほど御清覧いただきますようよろしく申し上げます。

それでは、同じ審議資料の1ページに戻っていただきたいと思っております。それぞれの指標について説明をさせていただきます。

まず、1ページでございます。実質赤字比率でございます。一般会計等の実質赤字の額の標準財政規模に対する比率をあらわしております。したがって、対象は、後ほどまた説明しますが、3会計、一般会計と残土の2会計がこの対象となります。A、B、Cっていうのが分子で、Dが分母でございます。A、B、Cは赤字の種類で、繰り上げ充用、支払い繰り延べ、事業繰り越しと書いてございます。3種類とも発生いたし

ておりませんので、ゼロと記載をいたしております。D欄が標準財政規模でございます、その団体が1年間で標準的に収入し得る経常一般財源でございます。これには2種類ありまして、その箱が下に書いてありますけども、狭義の意味での標準財政規模というのが上段の部分で、61億3,677万9,000円というのでございます。それから、広い意味では、その下の臨時財政対策債発行可能額ということで、地方交付税の普通交付税の振りかわり分です。これが下段に書いてある2億6,468万6,000円という数字でございます。ここでは、臨時財政対策債も含めたDの欄、標準財政規模64億146万5,000円、これを分母といたしております。中身は、主に町税と普通交付税等でございます。このD欄の標準財政規模が資金不足比率を除くほかの4指標の分母、または分母の中心となる数字でございます。分子がゼロでありますので、実質赤字比率は、一番下の行です、横バーで該当はなしということとなります。

次のページ、2ページでございます。連結の実質赤字比率でございます。表の大体左半分ぐらい、少し大きいですが、がそうでございます。町全体11会計の実質収支、資金不足等を記載をいたしております。(1)から(13)まででございます。

赤字がここで発生しておりますのが、(2)と(3)、残土会計の2つでございます。これは、一般会計等という一つの会計のくくりで処理をいたしますので、それぞれ特別会計の繰り出し、繰り入れを純計操作します、そのまま足しますとダブってしまいますので。そういう関係で繰り出し、繰り入れを操作して、純計操作しますと、ここで赤字という形でマイナスが出ておりますけども、一般会計等という会計のくくりでは黒字になっております。

(1)から(13)までが分子でございます、これを差し引きしますと黒字になりますので、A欄、分子の分は横バーということで該当なしとなっております。分母がその下の標準財政規模B欄でございます、分子がゼロでございますので、一番下、連結実質赤字はゼロということで、横バーで該当はなしということとなっております。

それから、右端の細い縦長になっておりますのが資金不足比率でございます、地方財政法上の公営企業5会計、浜坂温泉、それから七釜温泉まで、(4)から(8)です。それぞれ事業規模に対する資金不足比率の比率でございますけども、資金不足は発生しておりませんので、全て横バーということで該当なしでございます。

次に、3ページでございます。3ページが実質公債費比率でございます。一般会計等が負担した元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率でございます。対象は町の全会計11会計で、一部事務組合と、それと一部事務組合等でございます。3年間の平均となっておりますので、その中のほうに平成26年から28年の数値を記載をいたしております。推移がわかるようになっております。(1)から(12)が分子で、(13)から(16)が分母となります。分子の(1)から(12)までですけども、(1)から(6)がプラスの要因、(7)から(12)がマイナスの要因になります。これは、普通交付税に算入される分を差し引くということとなっております。そして、(A)が分子の計ということになりますので、端的



に言いますと、(1)から(6)の数字が減っておれば改善方向ということとなります。

括弧の主なもので、分子で、一番上の(1)が一般会計等が公債費に充当した一般財源等でございます。14億の数字が13億になっておりますので、改善の方向でございます。それから、3行目、これが公営企業等に支出した分でございます。いわゆる純元利償還金ですけども、(3)も6億の台が5億台ということで、これも改善方向でございます。内訳は、右側に、そこに(3)の内訳ということで記載をしております。下水道事業関係の減り方がかなり大きいです。一つの要因は、公営企業化したということで、分類が出資金ということでされるということもありまして、減っております。それから、小計の部分です。(A)ということで、6億の数字が5億の数字に変わっております。改善の方向でございます。

次に、分母でございます。(13)から(15)がプラス要因、(16)はマイナス要因で、これは上の分子と同額を差し引きするような形の計算になっております。B欄が分母の小計でして、50億7,873万4,000円が50億4,365万9,000円ということで、若干ですけども、減っております。微減ということですけど、横ばいということになっております。

そして、下から2行目の、まず、単年度でそれぞれ数値を出します。小数点以下6位未満四捨五入ということで、そして、一番下が3カ年平均1.8、これが小数点以下2位未満を切り捨てということで、この1.8が28年度決算に基づく実質公債費比率ということとなります。

次のページ、4ページでございます。4ページが将来負担比率でございます。一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率、1年間の標準財政規模の大体どのくらいの割合になるかというような数字でございます。この指標は、主に起債の残高等に着目しております。俗に言う、ストックの視点での指標でございます。さきに説明しました実質赤字、実質公債費比率等は、単年度の収支、償還金に着目したフローの視点での指標でございます。対象は、この町の11会計と一部事務組合、広域連合、公社・第三セクター等も含んでおります。

分子につきましては、(1)から(11)で、これも(1)から(8)までがプラスの要因、(9)から(11)がマイナスの要因となります。主なものでは、一番上、(1)です、一般会計等の地方債残高、137億という数字で、対前年より1億5,000万ほどふえております。これは、ここ二、三年の大規模な工事、特に北但の負担金等がかなり影響しております。若干ふえております。それから、(3)が先ほども説明しました準元利償還金の残高全てでございます。元金分のみでございますけども、57億という数字で、これが昨年より6億減っております。それから、5段目の退職手当支給予定額ということで、現時点で全職員が退職したと想定した場合の退職金の額のうち一般会計等の負担分ということで、15億3,136万8,000円という数字です。これも、職員数の減ということの中で、対前年で1億8,000万ほど減っております。それから、分子の下から3行目が基金でございます。財調等、他の基金も含めて、(9)ですけど、27億という数字が上がっております。

これが分子から差し引かれるということになります。それから、(11)番は、普通交付税等に地方債の元利償還金、算入されるものがございます。それらの全て合計したものが132億7,008万5,000円という数字でございます。小計のA欄、対前年からしますと約6億ほど減ということで、改善の方向でございます。先ほどの(3)の内訳は、右側にまた水道から国保まで記載をしております。

それから、分母です。分母では、プラス要因は(12)番だけで、あとは全てマイナス要因となります。分子とはほぼ同様な考え方で、交付税の部分で差し引きをするということでございます。分母の合計が50億4,365万9,000円ということで、対前年で8,000万ほど減額となっております。分子のほうの減りぐあいがかなり大きいということとなります。

そういうことで、将来負担比率は94.4ということで、小数点以下2位未満の切り捨てでございます。ほぼ1年間の標準的な収入の1年弱で大体負担をできるというようなイメージでございます。

それでは、議案のほうに戻っていただきます。議案の裏側でございます。積算資料で説明をさせていただきました5つの指標についての総括でございます。

まず、1番で、健全化判断比率、縦に実質赤字から将来負担比率まで、それから横に28の決算、健全化基準、財政再生基準でございます。上の2つ、実質赤字、連結実質赤字は、発生しておりませんので横バーです。実質公債費比率11.8ということで、27年度が13.6でございましたので、対前年比で1.8ポイント改善をしております。早期健全化、財政再生基準はもちろんですけども、先ほど触れました、起債の発行時も18%以下ですので、引き続き協議団体ということとなります。一番下の将来負担比率は94.4ということで、27年度が105.8でしたので、11.4ポイント改善をしております。4指標とも健全段階でございます。

下の2番です。資金不足比率。縦には地方財政法上の公営企業5会計、浜坂温泉から七釜温泉、右側には28の決算、それから経営健全化基準が20パーということでございます。5会計とも資金不足は発生しておりませんので、横バーとなっております。平成27年度では、病院会計が19.3%ということで資金不足比率が発生してございましたけども、28年度では発生をいたしておりません。5会計とも健全段階でございます。

町全体としては、健全化、それから資金不足比率ともに5つの指標全て健全段階でございます。ただし、他の市町、また、県下で比較すると、但馬管内でもまだ悪いほうでございます。今後とも起債の発行の抑制、そして基金の造成に努めてまいりたいと思います。その他、病院の経営改善ということも進めてまいる必要があろうかと思っております。健全化法に基づく適切な財務状況の管理と、また、財政計画等に基づいた自立的財政運営に今後も努めてまいりたいと考えております。

以上、どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（小林 俊之君） 説明は終わりました。

暫時休憩いたします。

午前10時02分休憩

午前10時03分再開

○議長（小林 俊之君） 再開いたします。

ここで、監査委員から健全化判断比率等に係る審査報告を受けたいと思います。

川ノ 代表監査委員から審査報告をお願いいたします。

○代表監査委員（川崎 雅洋君） 失礼いたします。平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、去る8月7日、宮本監査委員と審査を行いました。審査につきましては、事前に提出がありました健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項、計数を記載した書類が適正に作成されてるかを審査いたしました。

健全化判断比率中、実質公債費比率は、28年の単年度では10.2%であります。3カ年平均では11.8%となり、前年比1.8ポイント改善されております。将来負担比率は、前年対比で11.4ポイント改善され、94.4%となっています。

次に、資金不足比率におきましては、公立浜坂病院事業会計の資金不足が改善されたことで、5会計全てにおいて資金不足は生じておりません。しかし、病院におきましては、特別利益による改善であるため、経営健全化に向けた根本的な取り組みを徹底していただきたいと思います。

審査の結果でございますが、算定の基礎となる書類は全て適正に作成していたと認められました。詳細につきましては、配付いたしております審査意見書のとおりでございますので、また、御清覧いただきますようお願い申し上げます。報告とさせていただきます。

○議長（小林 俊之君） 監査委員の審査報告が終わりました。

これから質疑に入ります。質疑をお願いいたします。ありませんか。

10番、西村銀三君。

○議員（10番 西村 銀三君） 病院の会計ですけど、実質が見えなくなってるんですね。危機感というか、町民との危機意識の共有が全くできないと。現状、やっぱり病院の実態をきっちりと、こういうカムフラージュでなしに、実態を知っていただいて、ともに病院のあり方を考えるということでない、形だけ整えても中身がないと。これでは――よりこれひどいですわね、ある意味では。病院会計、大丈夫だよということになるわけですね。こういうことで町民をだますっていうか、議会も含めてですけど、そういうやり方はよくないじゃないですか。

それと、国が1,000兆以上借金しとるんですけど、国はでたらめでやっとなら、地方はそういうチェックを受けると。これこそでたらめだと。こんな仕組みで、この国はいいんでしょうかね。もうちょっと仕組みを考えていく必要があるというぐあいに思

いますし、国の言われとることに対して、やっぱりある程度反論できるような、そういう論法というか、考え方を持っていかなと国におもちゃにされるという、そんな実態ではないでしょうか。余りにも何か理不尽な状況が見えます。

○議長（小林 俊之君） 西村総務課長。

○総務課長（西村 大介君） 確かに病院に対する経営改善の補助を行っている関係で、資金不足比率が現時点では発生してないのが現状でございます。議員の御指摘のように、実際の会計の状況はまた病院のほうの財務状況の報告、特にまた、委員会資料等でも今、資金不足の状況を詳細に報告をさせていただくようでございますので、仮に一般会計からの経営改善補助がなければ今、発生する数字はこういう数字ですということはお知らせをしておるようでございますので、その点では公表というか、情報のほうの公開はさせていただけるものと思っております。このたびの経営の補助につきましては、一定の基準を超えますと制約なり、また、イメージのダウン、それから職員のモチベーションも下がるというようなこともあって、昨年度の末、補助をしているところでございますので、今後、そういった資金不足の解消に向けての努力をしていきたいというふうに考えております。

○議長（小林 俊之君） 10番、西村銀三君。

○議員（10番 西村 銀三君） 借金の比率が減るということはええことなんですか。何か余りいいことではないと思うんですけどな。先に見える借金をしてほしいと、そういうことですね。

○議長（小林 俊之君） 小西副町長。

○副町長（小西 清司君） 借金が減ることがいいことか悪いことかっていうより、借金がゼロで運営できるのが一番理想だというふうに思っております。しかし、今、議員がおっしゃいますように、返済計画がきちっと整っている借入金というのも、事業の繰り延べでありますとか将来を見込んだ段階での借金というふうなものについては、一定の額はあってもいいのではないかなというふうに思っているわけですが、一応標準といたしまして、ここで言う、将来負担比率等につきましては、幾らがいいのかというのはいわけでございますが、一応100、年間の収入をもって借金が返済できる額というようなものも一つの目安になるのではないかなというふうに思っております。表現は悪いんですが、前向きな借金というのも当然あってもいいということは理解してるところでございます。以上です。

○議長（小林 俊之君） そのほかございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小林 俊之君） では、これをもって質疑を終結し、報告を終わります。  
暫時休憩いたします。

午前10時11分休憩

午前10時30分再開

○議長（小林 俊之君） 再開いたします。

先ほどの西村銀三君の発言については、後日、記録を調査して、不穏当発言があった場合は善処をいたします。（「どこが不穏当だったの」と呼ぶ者あり）

暫時休憩いたします。

午前10時30分休憩

午前10時30分再開

○議長（小林 俊之君） 再開いたします。

日程第3 議案第56号

○議長（小林 俊之君） 日程第3、議案第56号、豊岡市と新温泉町との定住自立圏の形成に関する協定の変更についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

岡本町長。

○町長（岡本 英樹君） 本件は、豊岡市と新温泉町との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更するため、新温泉町議会の議決に付すべき事件に関する条例第2条第2号の規定により、議会の御議決をお願い申し上げるものであります。

内容につきましては、企画課長に説明をさせます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（小林 俊之君） 井上企画課長。

○企画課長（井上 弘君） この協定の一部変更につきましては、但馬定住自立圏におきまして、圏域内に高等教育機関、専門職大学を誘致して教育環境を充実させることにより、若者の転出抑制やU I ターンの促進を図る取り組みを実施するために行うものでございます。

説明の都合上、審議資料13ページをごらんください。13ページに、人口の動態に関する資料をつけております。上段が、平成17年から平成22年の但馬地域全体の人口の純移動率をグラフにしたものでございます。グラフの中央部分の0.0のラインが転入転出が均衡を保っているラインで、それよりも上側がいわゆる転入超過、下が転出超過でございます。このグラフを見ていただくと、10代後半で転出超過、20代前半で転入超過になっています。また、20代前半での転入超過でございますけれども、回復率といたしましては21.3%で、転出した人数ほど転入していないということがわかります。この転出による減少と、それからこの年代が子供を産み育てる年代であることから、出生数の減少も招くことになり、人口減少が進んでいくことが想定されます。

真ん中のグラフは、但馬の状況と比較するために記載しております。姫路市の傾向は、但馬同様、10代後半で転出超過、20代前半で転入超過となっておりますけれども、違う

のはその振れ幅が少ないところでございます。神戸市は、逆の傾向で、10代の後半で転入超過、20代前半で転出超過となっています。

下段の表は、平成27年度の但馬地域の高校卒業生の進路を示したものでございます。但馬外に進学した人の割合は、表の右側の一番下の部分でございます、74.3%で、4人のうち3人は進学のために但馬を離れている状況でございます。

これらの状況を変えていくために、このたび但馬定住自立圏の取り組みとして、圏域内に専門職大学を誘致して教育環境を充実させることによって、若者の転出抑制やU Iターンの促進を図りたいと考えております。

専門職大学の概要につきまして、14ページをごらんください。まず、状況ということで、主な経過を記載しております。平成26年7月に、政府の教育再生実行会議が職業教育に特化した高等教育機関の創設を提言いたしております。また、これを受けまして、平成28年5月に、中央教育審議会が専門職業大学（仮称）を制度化するように文部科学大臣のほうに答申をしております。また、平成28年8月には、人口減少対策、但馬の創生に向けて、但馬地域における専門職大学の設置について、但馬3市2町で知事へ要望をいたしております。それから、平成29年5月には、専門職大学の創設を盛り込んだ改正学校教育法が成立をいたしまして、法施行は平成31年4月の予定となっております。

2つ目に、専門職大学等の概要ということで、文科省のホームページから拾い出したものを記載しております。専門職大学等と、「等」がついておりますのは、専門職大学と、それから専門職短期大学がございますので、「等」という表現をしております。

まず、概要でございますけども、中段あたりで、専門職大学等は、大学制度の中に実践的な職業教育に重点を置いた仕組みとして制度化するもので、産業界との密接な連携により、専門職業人材の養成強化を図り、また、大学への進学を希望する方にとっても新たな選択肢が広がるものでございます。分野といたしましては、例えば観光、食と農業、IT・コンテンツなどの分野が考えられます。

次に、特色といたしましては、従来の大学は、専門教育と教養教育や学術研究をあわせて行うという機関の性格から、比較的、学問的色彩の強い教育が行われる傾向にございました。専門職大学は、特定職種における業務遂行能力の育成に加え、特に企業での長期実習や関連の職業分野に関する教育等を通じて、高度な実践力や豊かな創造性を培う教育に重点を置くという点に特徴がございます。

15ページでございます。教育内容につきましては、専門職大学等は、その専門性が求められている職業についている者、当該職業に関連する事業を行う者、その他の関係者の協力を得て教育課程を編成、実施することになっており、産業界等と連携した教育を実施することが義務づけられます。

修業年限では、4年制課程の専門職大学と、2年制または3年制課程の専門職短期大学がございます。また、専門職大学は、前期課程及び後期課程の区分制課程も導入でき

ることになっております。

入学者の受け入れにつきましては、高校の卒業の学生、社会人学生、編入学生など、多様な学生を積極的に受け入れることとなっております。

また、学位につきましては、専門職大学を卒業した者に対して学士（専門職）の学位を、それから専門職短期大学を卒業した者に対し短期大学士（専門職）の学位を授与する予定となっております。これらの学位は、それぞれ学士、短期大学士相当のものでございます。

修業年限の通算では、社会人の学び直しを推進するために、実務経験を有する者が専門職大学に入学する場合に、当該入学者の実務経験を通じた能力習得を勘案して、一定期間を修業年限に通算できるということとなっております。

それでは、この専門職大学の誘致を進めるため、今回、定住自立圏の形成協定の一部変更をお願いする箇所を御説明いたします。資料の11ページをごらんください。豊岡市と新温泉町との定住自立圏に関する協定につきましては、別表1から別表3までがございます。別表第1が生活機能の強化に係る政策分野、それから別表第2が結びつきやネットワークの強化に係る政策分野、別表第3が圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野というふうにございます。今回は、その中の別表第1の変更をお願いするものでございます。

変更内容は、左側が変更前、右側が変更後となっております。1、医療の次に、2、教育として、専門職大学の誘致とそれに関する取り組みの内容、甲、豊岡市、乙、新温泉町の役割を追加するものです。また、この追加に伴いまして、以降の番号が一つずつずれてまいります。また、4、環境では、循環型社会の構築の取り組み内容におきまして、これまで「ごみ処理施設の整備」としておりましたが、既に施設は完成しておりますので、「運営」へと変更し、甲、乙の役割部分におきまして、下線のとおり「整備の促進を図るとともに、整備及び」を「運営」のみに変更したいと思います。これらの変更内容を含めた最終的な協定の内容を16ページから22ページにつけておりますので、後ほど御清覧ください。

それでは、議案本文に戻っていただきまして、定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定。豊岡市（以下「甲」という。）と新温泉町（以下「乙」という。）とは、平成25年7月1日に締結した定住自立圏の形成に関する協定について、その一部を変更する協定を次のとおり締結する。別表第1を次のとおり改めるということで、別表第1を全文変更いたします。

変更箇所は、先ほど説明させていただいたとおり、2、教育に関する部分の追加とそれに伴う番号のずれ、それから4、環境で、ごみ処理施設の完成に伴い「整備」を「運営」とする部分でございます。

以上、どうぞよろしくお願いたします。

○議長（小林 俊之君） 説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑をお願いいたします。

2番、谷口功君。

○議員（2番 谷口 功君） 人口が減少をしている。特に若齢期といいますか、青年期といいますかね、そういう年代の人口流出を食いとめるために専門職大学を誘致すると。わからないわけではないんですが、それでは、その専門職とはどういうものを想定しているのか。それから、その大学を卒業した者が果たして但馬地域内に定住するのかどうかと。極めてその見通しというのはつかないのではないかというふうに思うんですが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

それから、専門職大学誘致のために、乙、つまり新温泉町はどんな役割を果たすのかということについて、もう少し説明をいただきたいと思います。

それから、費用の問題ですね。いよいよ誘致することになったら、各自治体の負担があるのか。それから、この誘致活動についても、それぞれがそれぞれの自主的な範囲内でやっていけばいいのか。その負担というのはどういうふうになるのでしょうか。

○議長（小林 俊之君） 井上企画課長。

○企画課長（井上 弘君） まず、この取り組みにおいて、人口流出を食いとめれるかということでございますけども、先ほど審議資料のほうにございました、74.3%の高校卒業される方が進学のために但馬を出ていくということで、まず、高等教育機関がないということが但馬を離れる原因の一つになっているということは間違いのないところでございます。実際に、じゃあ、その方々が専門職大学ができることによって残るかどうかというのは、現在、コンサルに委託しております、但馬を出られる方のニーズや、それから、逆に、大学を卒業したときの受け皿となるであろう企業、そういったところの調査を進めている段階でございます。専門職大学のあり方につきましては、そういう調査結果に基づきまして、兵庫県のほうで構想の検討委員会というのを立ち上げておりますので、そういった資料に基づいて持続可能な大学のあり方を検討していくというような予定にいたしております。

それから、専門職といいますのは、今回、但馬のほうで検討しておりますのが観光の専門職を検討しております。但馬地域においては、観光資源、文化資源が豊富にあるわけで、その観光のプロフェッショナルの育成、それから観光施策と結びつきやすい文化施策を担う人材を育成するというようなことが専門職の狙いでございます。

それから、定住の見通しでございますけども、先ほどコンサルに業務を委託しているという中で、受け皿、それから卒業する学生、そういったところのニーズを調査する中で、それに一番ふさわしい大学のあり方を検討していくということの中で、定住の見通しが立ってくるというふうに思います。

新温泉町独自の役割というのは特に明記しておりませんが、但馬が一つになって要望していくということに価値があるというふうに思っております。

また、費用の問題につきましては、現時点で県のほうに誘致をお願いしているという



状況の中で、新たな費用負担ってというのは想定しておりませんが、定住自立圏構想の中に、協定の中に入れてくるという中で、特別交付税の措置が1,500万あるという中で、そういったものも協定の中に含めることによって使えるのではないかというふうに思っております。以上でございます。

○議長（小林 俊之君） 2番、谷口功君。

○議員（2番 谷口 功君） 私は、この専門職大学の誘致がだめだっていうことが議論したいわけではないんです。ただ、人口減少という問題をどう捉えるか、そして、それにどう対応するのかということが、先ほどの議論もありましたけども、そういう単発的な取り組みで人口減少がとどめられたり、解消できたりするような問題ではないと。つまり、農村地域はもう1960年代から人口の過疎ということが大きな問題になっていた。高度経済成長の、その労働力をこの農村地域から輩出をしていたと。つまり、産業構造を大きく、そういう一極集中と言われる、逆の現象がずっと起きていたわけですね。この間、さまざまな事業が、過疎対策特別措置法以降、さまざまな事業が大変な経費をつぎ込んで行われたにもかかわらず、いわば、その人口の集中化ということは食いとめることができなかつたんですよね。それが今日も続いていて、いよいよ絶対的な人口減少が進んでいきそうだという段階になって、今、大騒動になっていると。だから、そんな単純な事業ではない。だから、私が言いたいのは、このことによって但馬の人口減少が食いとめられるなんていうことを言うことはやめてもらいたいと。むしろ、それよりも、この地域に住んでいる人々が本当に連携をして、どうして生活を成り立たせていくかということをもっと議論しなければならないことだと思うんです。そのために、さまざまな職業につく、専門的な知識を持っている人が必要なんだというような議論になるなら私はいいと思うんですが、何かこの事業を取り組むことによって人口減少が解決できたり、但馬が抱えているさまざまな問題が解決できるかのような錯覚を与えるような議論はしないでもらいたいなということが一番議論したい点なんです。いかがでしょう。

○議長（小林 俊之君） 井上企画課長。

○企画課長（井上 弘君） まさに議員御指摘のとおりだと思います。大学誘致、それだけの単発的な取り組みで人口がふえる、定住人口がふえる、転出が減る、そういったことにはならないというふうに思います。ただ、大学を誘致する、そのために、そこで学んだ人たちが自分たちが学んだフィールドに定住していくというような取り組みを大学のほうでしていくとか、あるいは、その人たちが、卒業した方々が各企業で活躍することによって地域の魅力アップにつなげていく、そういった地域の魅力アップの底上げが図れることによって転出する人口が減る、あるいは国内外から移り住みたい、行ってみたいというような魅力的な地域にしていくというのが最終的な目標でございます。

○議長（小林 俊之君） そのほかございませんか。

13番、宮本泰男君。

○議員（13番 宮本 泰男君） この制度の目的とか概要の説明お聞きしたんですけど、ホームページから出された概要の中で、下から6行目ぐらいのところに、分野の人材の育成は例えば観光と食と農業、IT・コンテンツというように書かれておるんですが、このように簡単にまとめられたようなもん出されると但馬にふさわしくないような表現があると思うんですけど、例えば、食と農業だけということになりますと、新温泉、但馬地域では水産業という基幹産業が兵庫県でも水産、全国でも水産王国なんですよ。特に但馬地区は水産業の基幹産業が大きく貢献しておりますんで、ここの中に、農業だけにせず、先ほど聞いておりましたらいろんな文化があると。だから、食で文化を出していくんだと。資源もたくさんあると。食の文化の中では資源がありますよね。そうすると、農業だけじゃないですわね。畜産のほうの但馬牛もありますしね、水産でいけば豊富な場所が、全国でも有数な、世界でも有数な場所があります。そういうことからしましたら、一くりに食と農業、簡単に農業だけにしてしまえば、但馬の魅力はかえってマイナスになるんじゃないかというような危惧がされます。まず、その点、検討ですか、但馬の定住自立圏構想を立てられた、この専門職大学をつくる上で、ここなんていうのはどのような検討されたんでしょうか、お聞きします。

○議長（小林 俊之君） 井上企画課長。

○企画課長（井上 弘君） まず、審議資料の14ページにつけておりますのはあくまでも例題ということで、ホームページのほうに記載しておりましたものをちょっとそのまま移し込んでおりますので、特定の観光、食と農業、IT・コンテンツという分野のみを上げておりますけども、これはあくまでも一例ということで捉えていただきたいと思います。

それから、但馬の定住自立圏のほうで県のほうに要望しておりますのは、観光コミュニケーションの分野を要望いたしております。また、淡路のほうでは食に関する部分を要望しているようでございます。具体的な専門職大学の方向というのは、現在、観光あるいはコミュニケーションということで要望いたしておりますけども、先ほど申し上げましたとおり、現在、大学の設置に向けてのニーズの調査であるとか運営のシミュレーション、こういったものをコンサルのほうに発注しております、その結果に基づいて、県の大学構想検討会のほうで詳しい内容を検討していくといった状況でございます。

○議長（小林 俊之君） 13番、宮本泰男君。

○議員（13番 宮本 泰男君） これから県と交渉されるようですけど、今までにそういう水産業のほうの話も出てなかったでしょうかね。今、聞いとるとそんな説明はなかったんですけど、全くないように思うんですけど、私はこれ、但馬の、やっぱりこれは専門職大学ですんでね。例えば兵庫県では県立の水産高校もないんですよ。その中でほんとこういう専門職大学持ってくる、但馬にね。本来なら、これは、水産大学でもいいですよ。そのくらいはやっぱり但馬で一つというふうな、そういうふうなことまで発信していけばどうですか、この新温泉町から。そういうふうに見えますけど、どうですか。

○議長（小林 俊之君） 井上企画課長。

○企画課長（井上 弘君） あくまでも県のほうに今の段階で要望をいたしておりますのは、観光コミュニケーションということで要望いたしております。観光は総合産業と言われるように、あらゆる分野の情報であったり魅力があって成り立っているものがございます。そういったこともございますし、これからの方向性については、先ほど答弁させていただいたように、コンサルからのその運営のシミュレーション等の結果をもって、県のほうで検討されるということで御理解をお願いしたいと思います。

○議長（小林 俊之君） そのほかございませんか。

10番、西村銀三君。

○議員（10番 西村 銀三君） いろんな施設が豊岡に一極集中しとるわけですね。東京一極集中を今度は地方で拠点をつくってそこに集中させると、こんな構想で、それ以外の町はどんどん寂れていってるといって、立地的に見ても鳥取と豊岡の間にありますし、ぜひ、できるかできんかわからんですけど、できるんだったら豊岡でなしにここに温泉高校の跡地とか考えてほしいと。

それから、特色ある専門大学、例えば芸妓養成大学とか、それから畜産、牛の肥育や牛を育てていく技術に関する専門、それから、さっき宮本議員が言われた漁業に関するそういう専門大学、ぜひそういう豊岡に利用されるためのこういう協定じゃなしに、我が町が近隣の鳥取とも連携をとって本当の意味で地域全体のレベルアップにつながる、そういうものであるなら大いに賛成したいというふうに思っておりますので、ぜひそういうことを考えて、豊岡、大きな町に利用されないようによく考えてやっていただきたいと思います。

○議長（小林 俊之君） 井上企画課長。

○企画課長（井上 弘君） 豊岡に利用されるということではなくて、但馬一つになって誘致の要望をしていこうという取り組みでございます。

また、場所につきましては但馬の圏域内という要望をいたしております。どのような大学になるかというようなことも含めまして、先ほどから申し上げますように、設置及び運営のシミュレーションを業者に委託して調査を行っている最中でございます。

但馬地域の内外の観光あるいはそのほかの分野において、高校を対象とした進学ニーズであるとか受け皿である企業、団体、そういったところの人材需要を把握することにしておりますので、それらのシミュレーションを行いながら、県のほうで持続可能な運営形態というものを探っていくというような予定にいたしております。

○議長（小林 俊之君） 10番、西村銀三君。

○議員（10番 西村 銀三君） さっき意見があったんですけど、これで人口流出がとまるはずは絶対ないです。100%あり得ない。人口減少というか、今ですら大学の学部はどんどん減ってきております。それから、学校、大学をやめるというふうなことも、流れが加速をしております。どこの大学も経営難が、もう直面しとるわけですね。一歩

先を考えたこういう大学のあり方、よく考えてやってほしい。

それから、例えば芸妓養成にしても、養成したらもう全国に散らばってもらうというふうなもっと広い考えで、地域に残ってもらおうなんて思わんほうが私はいいというぐあいに思います。ぜひそういう養成の拠点として特色ある、そういう本来の大学のあり方、これをやれば人も集まってきますから、狭い考えで自分さえよけりゃいいというふうな大学設置は将来的には潰れるというぐあいに思っておりますので、ぜひ、はっきり言って、全世界的なそういう通用するようなものをつくるんならありがたいというぐあいに思っております。

○議長（小林 俊之君） 井上企画課長。

○企画課長（井上 弘君） 繰り返しになりますけども、現在行っている調査の結果で検討していくというような内容でございますけども、大学で学ぶ内容、そういったものを生かして地域の魅力発信をしていくことで、内外にその魅力を伝えていくというような形の大学になるようにこちらのほうも望んでおりますし、そういった方向で検討していただけるのではないかとこのように思っております。

○議長（小林 俊之君） そのほかございませんか。

7番、谷田一富君。

○議員（7番 谷田 一富君） 今、但馬の定住自立圏で豊岡との契約に観光ということで、大学をとということで追加で入るようだけど、ある程度目安ができてから観光の大学っていうことを今取り組もうとしているのか、全く白紙で、ただ単に観光って簡単に出てきたもんなのか、ほぼ目安か何かあってこれを項目の中に入れようとしているもんなのか、ちょっとその辺のところをお聞きしたいと思います。

○議長（小林 俊之君） 井上企画課長。

○企画課長（井上 弘君） 国のほうも2020年の東京オリンピックを目指して観光立国ということをおっしゃっておりますし、また、先ほどの流れの中で説明させていただいたんですけども、学校教育法の改正ができて、そして専門職大学というものが正式に大学として位置づけられるというようなことがありますので、このタイミングで協定の変更をいち早くするほうが、次々にこう要望が出てくるというような状況になった場合、やはり早く取り組むほうがいいということで、今回、協定の変更を提案させていただいております。

そして、観光につきましては、管内の市町で共通して取り組んでおります内容であるということなどから、観光というようなことを目標で大学誘致ということを要望しております。

○議長（小林 俊之君） 3番、宮脇諭君。

○議員（3番 宮脇 諭君） この但馬地域に大学をとということなんですけど、私も北但の議員で出ていたところに、豊岡市議のほうから但馬に大学が欲しいんだということを強く訴えられてた議員もいらっしやいました。そういった声を拾ってのこの誘致運動な

のかなというふうに思うんです。この町では何年か前の旧町時代のことはありますけども。ぜひこの但馬定住自立圏でなければならないものなのか、そもそもこの提案された発端が豊岡市から出たものであれば、豊岡市単独で掲げても済むことではないのか。

今、一番心配されるのは、先ほどからの議論があるように、我が町はただ単に費用負担だけの利用にされるだけになってしまいはしないか、そういった懸念をやっぱり持つわけですよね。積極的に新温泉町に、定住自立圏の構想の中に、我が町に誘致するんだという強い気持ちを持って協定が変更されるのであれば、私は大いに頑張っていたきたいというふうに思いますが、そういった懸念が、ただ単に利用されるだけであるならば、豊岡市単独でやればいいことではないかなと思うんですよね。以前に、私はもう豊岡市議から積極的にこの但馬に大学が欲しい、そういったことを私は考えてるということ、北但の議員でおったときに懇親会の場でお話を聞いたこともあります。いかがでしょうね。新温泉町、積極的に大学を誘致しますと、豊岡市も含めて協力をいただきたいという思いで向かわれるのであれば賛成したいと思います。

○議長（小林 俊之君） 井上企画課長。

○企画課長（井上 弘君） 前段に申し上げましたけども、但馬のその市町が抱えている問題に人口減少ということがございます。そのことが但馬の共通課題でございますので、但馬全体の人口減少対策の取り組みの一環として定住自立圏で取り組むということが意義があるというふうに認識いたしております。（発言する者あり）

○議長（小林 俊之君） よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 御異議なしと認め、採決をいたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 御異議がないようですので、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 4 議案第 5 7 号

○議長（小林 俊之君） 日程第 4、議案第 5 7 号、町道路線の廃止についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

岡本町長。

○町長（岡本 英樹君） 本件は、一般国道 1 7 8 号、浜坂道路の整備に伴います町道機能の見直しを行い、機能的な道路網を整理するため、路線の廃止を御提案申し上げますのであります。

内容につきましては、建設課長に説明をさせます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（小林 俊之君） 田中建設課長。

○建設課長（田中 雅樹君） 議案第57号、町道の廃止についてでございます。

先ほど町長が御説明いたしましたとおり、一般国道178号の浜坂道路の整備に伴いまして、一部町道がなくなるというようなことから廃止をお願いするものでございます。

それでは、審議資料の23ページをお願いいたします。場所につきましては久谷の村の下、178の真ん中辺に、国道178号で、その横に括弧してシェルターと書いてございます。ちょうど村の下にございます。産建資料には位置図もつけておりますので、また御清覧お願ひしたいというふうに思っておりますのでございます。

この久谷の地内のスゲ谷という谷でございますけれども、スゲ谷に入る町道久谷13号線がありますが、浜坂道路の施工及びその背後地が、残土、盛り土により道路機能がなくなっていることに伴いまして廃止をするものでございます。

なお、当スゲ谷の進入路でございますが、当箇所より東側に約50メートル、ちょうど図面でいきますと国道178号って書いてあるところに新たに高規格の下にボックスカルバートを設けて、そこを進入路とし、施工済みでございます。

今回の57号につきましては一旦この町道を全て廃止をするということでお願ひをいたしたいというふうに思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（小林 俊之君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 御異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 御異議がないようですので、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 議案第58号

○議長（小林 俊之君） 日程第5、議案第58号、町道路線の認定についてを議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

岡本町長。

○町長（岡本 英樹君） 本件も、一般国道178号、浜坂道路の整備に伴います管理用

側道の町道移管及び町道機能の見直しにより、道路の適切な維持管理及び道路網の機能的な整備を図るため、路線の認定を御提案申し上げるものであります。

内容につきましては、建設課長に説明をさせます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（小林 俊之君） 田中建設課長。

○建設課長（田中 雅樹君） 議案第58号でございます。本議案につきましては、新たに町道4路線を認定をお願いするものでございます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおりでございます。説明の都合上、審議資料の24ページをまずお願いいたします。

山陰近畿自動車道の浜坂道路の整備に伴いまして、大庭ほ場内につきましては管理用側道を浜坂道路の南側と北側に1路線ずつ設置をしております。管理用の側道のままでありますと、入り口にバリケード等を設置し一般車両は入れないということになるわけですが、町といたしましては、隣接土地の利用等も考慮いたしまして、町道認定することにより一般交通施設として利用することといたしました。

まず、浜坂道路の南側でございます。ちょうど右側の黒い丸の部分でございますけれども、起点を七釜字和田201の1番地、ちょうど岸田川の堤防沿いに町道戸田4号線が通っております。その起点が起点でございます。終点を栃谷字川久保78番の1番地先で、延長が324メートルを七釜36号線といたします。それから、北側でございます。起点を七釜字和田181番の1地先、これも同じく町道戸田4号線、岸田川の堤防でございます。から、終点を、栃谷字川久保82番の4地先で、延長は360メートルを七釜37号線といたすものでございます。

次に、25ページでございます。これは浜坂道路の久斗インターチェンジの近くでございます。当箇所につきましては久斗川の左岸、要ヶ池の箇所に当たります。ここも同じく管理用側道を一般交通施設として利用するため認定をするものでございます。

起点につきましては高末字要ヶ池11番の4番地でございます。ちょうど高末から対田に向けてほ場内を通っている町道対田高末線という路線がございます。そこを起点とし、終点を、高末字要ヶ池7番の37地先でございます。久斗川沿い、ちょうど森昌食品の前を通っております町道が高末1号線となります。その高末1号線までの間でございます。延長が101メートルを、高末20号線とするものでございます。

次に、26ページをお願いいたします。先ほど議案57号で廃止しました町道久谷13号線を今後も町道として、一部でございますけれども、使用するために再認定をお願いするものでございまして、起点につきましては久谷字石田330番の2地先でございます。2級河川の久谷川の橋梁部分を起点としております。終点につきましては、久谷スゲ谷345番地先で、ちょうど国道178の下にボックスカルバートを設置しております。そのボックスカルバートの入り口まででございます。その部分、延長にして58メートルを町道久谷13号線として再認定をお願いするものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（小林 俊之君） 説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑をお願いいたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 御異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 御異議がないようですので、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 6 議案第 5 9 号

○議長（小林 俊之君） 日程第 6、議案第 5 9 号、動産の買い入れについてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

岡本町長。

○町長（岡本 英樹君） 本件は、通学バスの買い入れを行うに当たり、新温泉町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の御議決をお願いするものであります。

内容につきましては、こども教育課長に説明をさせます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（小林 俊之君） 西村こども教育課長。

○こども教育課長（西村 徹君） それでは、議案第 5 9 号、動産の買い入れについて御説明申し上げます。

町長からの説明のとおり、条例第 3 条というのは不動産もしくは動産の買い入れ、売り払いに関する規定でございます。この規定に基づきまして議会の議決を求めるものでございます。

買い入れ物件は通学バス、これは町民バスとの兼用となっております。台数は 1 台でございます。

説明の都合上、審議資料 2 7 ページの入札公表調書をごらんください。去る 8 月 2 2 日に入札を行い、指名した 1 1 社のうち 7 社辞退で、4 社のうち三和カードックに落札いたしました。落札金額は 1, 2 6 1 万円でございます。

バスの仕様につきましては、次の 2 8 ページの仕様書をごらんください。メーカーは三菱ふそうトラック・バス株式会社、車種はローザでございます。



次のページ、29ページにカタログの写真をつけております。

28ページに戻っていただきまして、定員は29人乗りで、4輪駆動車でございます。装備としましては、装備品の欄20行目、ちょうど真ん中あたりでございますが、乗降口に路線用の補助ステップを装備しております。また、装備品欄の下から2つ目のスクールバスマークと次の特殊仕様欄のボディー塗装、シールラッピングにつきましては、次の30ページのとおりでございます。側面と前面、後面の掲載しております。

それでは、また28ページに戻っていただきまして、下取りについては、下取り費用時期ということで、記載のとおりでございます。

それでは、議案本文に戻っていただきまして、2の契約方法については指名競争入札、3の契約金額は1,261万円でございます。4、契約の相手方は新温泉町福富240番地の1、三和カードック、代表者、岡本貞子氏でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（小林 俊之君） 説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑お願いいたします。ありませんか。

10番、西村銀三君。

○議員（10番 西村 銀三君） 路線、どういう使われ方するのか、詳しい利用方法を教えてくださいいただけますか。

○議長（小林 俊之君） 西村こども教育課長。

○こども教育課長（西村 徹君） この下取りに出しておりますバスにつきましては照来線のバスを中心にしてはございましたが、町営バスということで全但バスが運用しております。そこだけということでなしに、運用の中で活用してるところでございます。

○議長（小林 俊之君） 10番、西村銀三君。

○議員（10番 西村 銀三君） あなたはようわかつとるんですけど、僕、わからんです、今の。照来だけ回るといことですか。循環バスといことですか。もうちょっとわかりやすい説明をしてほしいですね。1日何回回るとか、何回利用するとか、もうちょっと詳しく。

○議長（小林 俊之君） 西村こども教育課長。

○こども教育課長（西村 徹君） 照来線といこと活用するわけですけども、利用が多いのは夢中の生徒等でございます。

路線につきましては、ちょっとこれ、町営バスといこと企画のほうで、町営バスの担当でございますが、その辺についてはちょっと詳しいところはまた説明をお願いいたします。

○議長（小林 俊之君） 井上企画課長。

○企画課長（井上 弘君） 申しわけございません。町営バス夢つばめとして今回借り入れたスクールバスを混乗という形で利用していくといことございまして、先ほどこども教育課長が御説明申し上げましたとおり、夢中のスクールバスとして照来を循環

しているバスの代替ということで購入する考え方でございます。

ただ、町営夢つばめにつきましては、町の車両を12台と、それから全但バスの借り入れの車両4台とで順次運行しておりますので、どの路線に限ってこのバスということのちょっと特定が難しい状況でございますので、この便がどこを1日何便回るといのはちょっと特定が難しい状況でございます。

○議長（小林 俊之君） 10番、西村銀三君。

○議員（10番 西村 銀三君） 現状、照来は循環で右回り、左回り、1日8回ですかね、合計、動いとるわけですね。現状、大型バスで動いております。この小さくするという事は前から思っておりましたし、これはこれでいいと思うんです。通学の時間を除くふだんの時間、ほとんど8回のうち6回は空っぽに近いというのが実態にほぼ近いんです。その利用のあり方、回数のあり方も含めて再検討が必要に思うんですわ。ぜひ、これ全但に年間1億円ぐらいのお金が動いてるわけですけど、再度これ、運転回数も含めて、全但のバス4台ですか、町のバスが12台、そういったことも含めてもっと効率的な運用方法があるように思いますので、ぜひ研究をしてほしいというように思います。

○議長（小林 俊之君） 井上企画課長。

○企画課長（井上 弘君） 町内に10路線、41系統ほどバスの系統がございます。

その中で1回当たりの運行で何人乗ってるかというような調査もいたしております。運行に対して乗車人数が少ないという路線はわかっておりますので、その部分、運行を減らしていくのか時間を変えるのか、そういった検討は行ってまいります。

○議長（小林 俊之君） そのほかございませんか。

3番、宮脇諭君。

○議員（3番 宮脇 諭君） メーカーは三菱ふそうトラック・バスという仕様で指定した理由は何でしょうか。ほかにもメーカーはあるわけですけど、わざとこの三菱ということでの仕様はどういうことなのか。かつて公用車である町のバスを導入したとき、10年ほど前だったでしょうかね。排ガス処理装置とのマッチングが悪くてエンジンの回転数が上がらないということで、出先、あるいは高速道路でもスピードが落ちてしまうようなトラブルがあったというふうに思うんですね。これは三菱ふそうのマイクロバスだったと思うんですが。今回、この三菱ふそうに限定したのは何か理由があるんでしょうか。

○議長（小林 俊之君） 西村こども教育課長。

○こども教育課長（西村 徹君） 今回、三菱ふそうということで特定をして仕様書作成をして入札をさせていただいております。乗車人員でありますとか、実際、メーカーといたしましてもそんなに数多くあるわけではございませんし、乗車の定員であったり、また装備等勘案いたしまして、メーカー、車種を指定して入札をしております。

○議長（小林 俊之君） 3番、宮脇諭君。

○議員（3番 宮脇 諭君） いわゆる路線バスとして運用するに当たっては、三菱の

車種しかなかったということでしょうか。ほかにもバスのメーカーはあるわけですね。トヨタもあれば日野であるとか、いすゞであるとか、そういったメーカーもあるわけですが、この三菱でなければならないという必然性があったのでしょうか。（発言する者あり）

○議長（小林 俊之君） 西村こども教育課長。

○こども教育課長（西村 徹君） 照来線ということで、4輪駆動というふうなことの中で選定をしておるところでございます。（発言する者あり）

○議長（小林 俊之君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 御異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 御異議がないようですので、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7 議案第75号

○議長（小林 俊之君） 日程第7、議案第75号、平成29年度新温泉町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

岡本町長。

○町長（岡本 英樹君） 本件につきましては、平成29年度新温泉町一般会計予算に補正の必要が生じたので、御提案を申し上げます。

内容につきましては、休憩中に担当課長が御説明を申し上げたとおりでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（小林 俊之君） 内容説明につきましては、休憩中に担当課長より説明を受けておりますので、これから質疑に入ります。質疑は歳出、歳入、総括の順に行います。

まず、歳出及び給与費明細書について質疑をお願いをいたします。5ページから最終ページまで。

3番、宮脇諭君。

○議員（3番 宮脇 諭君） 本日、最初、総務教育常任委員長のほうから旧照来小学校の校舎の解体撤去工事の補正について報告がありました。区長協議会が何年か前に遊休公共施設の管理、適正な利用の仕方等を要望した際に、町のほうからは適正に管理しますという回答があったということであり。その後、今回この補正が出て、照来地

区の区長さん方が何の相談もなくどう利用されようとしてるのか、何を解体しようとしてるのか、どれを残そうとしてるのか、一切報告もなければ理解を求める議論もなかったということでもあります。かつては校舎を解体してグラウンドを広げてほしいとか、そういったような要望もあったようには聞きますが、それらも含めて、今回の解体、撤去の関係については、これはもう理解を求めたということが前提で総務教育委員会はこの補正を承認したという報告がありました。私が昨日聞いた限りではそのような経過は一切なかったというふうに区長さん方は言うておられる。一体、適正に管理するというのは、ただ単に取り壊せばいい、老朽化して危険家屋ということになれば取り壊せばいいということだけで、地元との調整も一切なしにこの予算を上げようとしてるのか、その辺をいま一度確認をしたいと思います。

○議長（小林 俊之君） 西村総務課長。

○総務課長（西村 大介君） 照来の旧の照来小学校につきましては、グラウンド、体育館、そして校舎と、社会教育施設として活用をしております。適正な管理には努めてきておりましたけれども、老朽化と、それとこの平成29年2月の大雪で校舎の天井が一部崩落をしました。そういうことで、現在まだビニールシートをかぶせているような状態で、雨漏り等々ありまして大変危険な状態でございます。そういうことで早急に対応しなければならないということの中で、例えば校舎を半分残すとかということも含めて、例えば全部壊すとかそういうことも含めて、あとの体育館、グラウンド等の利用も含めて地元の役員さん等とも協議をする必要があるということで、5月の19日の町内会長会議の後に照来区長会議をしていただきまして、その中で、生涯教育課のほうが所管ということでそこの調整をしていただいた後、校舎の取り壊しということについては了解を得たということで、あと、体育館の利用につきましては、年間大体600人から800人の方が少年野球やグラウンドゴルフの練習等で使われてるということで、体育館はそのまま残すと、グラウンドもそのまま残すということで、体育館、グラウンドは教育財産として今後も活用していくと。校舎については教育の財産から普通財産のほうへ所管がえをして用途廃止をし、このたび取り壊しをさせていただきたいというふうに考えております。

また、地元との協議等について、詳細につきまして生涯教育課長のほうで答弁をしていただきます。

○議長（小林 俊之君） 川夏生涯教育課長。

○生涯教育課長（川夏 晴夫君） 失礼します。地元との協議の経過につきましては、先ほど総務課長が説明したとおりであります。5月19日の照来の区長会のところに、一応、校舎の現状写真と資料と、それから、町として危険校舎、建物ということで取り壊す方針であるということを説明をしていただきました。話のほうは28年、前代表区長さんのほうを通じてしていただきまして、そのときには具体的にいつとかという話ではなくて、そういう方向で検討しとるとということで話をさせていただきました。

経過につきましては、議員の言われたように有効利用というような話があったというふうに聞いておりますが、とりあえず併設されます体育館については現在も少年野球が練習等で使用してるということで、旧照来小学校の校舎の取り壊しとは別に考えてほしいというような意見が出たと。それから、全体的に、現在の校舎の状況から見て取り壊しもやむなしというような雰囲気だったというふうに聞いております。

その後につきましては、行政財産から普通財産に移管しまして取り壊しについての経費等を出して、ここの9月の補正で経費のほう、上げさせていただいたというふうに経過を思っております。以上、よろしくお願いします。

○議長（小林 俊之君） 3番、宮脇諭君。

○議員（3番 宮脇 諭君） 5月19日って、いつの5月19日ですか。ことしですか、昨年ですか。いや、もう区長さん方、一切そんな相談はなかったって言うておられるんですね。だから今回の3,000万の解体補正が出たことに対して、何を残し、何を壊すんだという詳細が全く区長さん方には報告されていないということで、非常に立腹されてる。今後の利用の仕方についても、体育館だけ残されたってトイレもない。グラウンドのほうはプールのほうがあるでしょうけども。そういう施設、トイレもないような施設、これ、公共施設として運用してよろしいんですか。外に出て立ち小便なんてなったら軽犯罪ですよ、これ。一体その辺のところの調整も地元と本当にされて提案されてるんですか。いや、そう聞いてますじゃないですよ。いかがですか。

○議長（小林 俊之君） 誰が答弁されますか。

川夏生涯教育課長。

○生涯教育課長（川夏 晴夫君） 日にちにつきましては平成29年の5月の19日ということで、ことしの照来区長会のところに話をさせていただきました。

当日は職員の方は出席はせずに、代表区長さんのほうから説明をして地元の意見を聞かせていただいて、後日、その出た意見を聞かせていただいたというような状況であります。よろしくお願いします。

○議長（小林 俊之君） 3番、宮脇諭君。

○議員（3番 宮脇 諭君） じゃあ、いわゆる利用の仕方も含めて説明会はされていないんですね。（発言する者あり）代表区長さんを通じて説明したんですか、じゃあ。それ、説明っていうことになるんでしょうか。（発言する者あり）それはちょっとおかしいですよ、でも。納得されてない区長さんがほとんどですよ、でも。ぜひこれ、認めるにしても、補正を、入札、工事、執行までに、照来地区の区長さんに改めて理解を求めた上で執行するように求めたいと思います。いかがですか。

○議長（小林 俊之君） 西村総務課長。

○総務課長（西村 大介君） 1点、トイレにつきましては、現在でもプールのトイレを活用しながら野球またグラウンドゴルフをしておられるということでございますので、その点についてはプールのトイレを今後も活用していきたいと考えております。

今後、工事着手に当たりまして、これ、設計、工事に入るわけですが、事前に地元の区長さん方と十分協議をさせていただきながら、生涯教育課も一緒になって協議をさせていただきたいというふうに思っております。よろしくお願ひします。（「総務委員長の報告と違うじゃない」と呼ぶ者あり）

○議長（小林 俊之君） そのほかございませんか。（発言する者あり）

暫時休憩いたします。

午前 11時44分休憩

午後 1時00分再開

○議長（小林 俊之君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を続行いたします。

最初に、川夏生涯教育課長。

○生涯教育課長（川夏 晴夫君） 失礼します。改めて午前中の経過含めて説明をさせていただきます。

平成29年の5月の19日に平成29年度の照来地区の区長会議があるというところで、その議案に上げていただくように平成28年度の代表区長さんのほうにお願いしまして、議案の一つとして資料等をつけて説明をしていただくようお願いしました。昼12時から会議ということで、昼食も兼ねてということで、また、資料と代表区長さんの説明で足りるということで、町職員として私のほうの出席のほうはしなかったというのが現状であります。今から思えばそこに出て丁寧な説明をすればよかったかなというふうに思っております。

出席はしませんでしたけど、その後、翌日、会議の状況を聞きまして、おおむね代表区長さんたちの考えにつきましては、もう現状としては旧照来小学校の校舎は危険であり、漏電の可能性があるというふうな危険建物だということを判断して、やむなしというような話になったということを聞きました。それをまたちょっと早合点しまして、地元の、壊してもという判断をしまして、総務課のほうに地元の、壊すことにつきまして同意が得られたような話をし、今回の取り壊して9月の補正というような形になったというふうに思っております。

本来、町としまして壊すという方針を出したときに地元区長さんたちに説明をする、丁寧な行政進める上の丁寧さ、説明責任ということをおつたというのが、今回、地元含めて不信を抱かせたというのが原因かというふうに思っております。

校舎につきましては危険建物ということで、事故等起こる可能性があるということで壊すということで、また、先ほどありましたように、壊すまでには地元の区長さんのほうに説明して御理解いただけたらというふうな手だてをしていけたらと思います。よろしくお願ひします。

○議長（小林 俊之君） 西村総務課長。

○総務課長（西村 大介君） 地元の、また区長さんとの協議も大変不十分で申しわけございませんでした。また、役場内の生涯教育課と総務課の連携も不十分でありまして大変御迷惑をおかけしました。申しわけございませんでした。

ただ、今の壊れてる状態が非常に危険な状態ですんで、何とか積雪の時期までには工事をしたいという思いでこの9月補正を上げさせていただくとととございます。早急に地元区長さん方との協議をさせていただき、着手できるように進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（小林 俊之君） そのほか質疑はございませんか。

（「この件、ほか」と呼ぶ者あり）ほかでも、何でも。（「えっ」と呼ぶ者あり）全てです。歳出。

11番、中井次郎君。

○議員（11番 中井 次郎君） 歳出の6ページの塵芥処理費で、業務委託料、一般廃棄物収集運搬業務、これ、補正増になっておりますけども、この理由は何でしょうか。なぜ補正増になるのか。今回、10月1日からは、いわゆる分別自体は変わらないけど、収集の曜日が変わると、大体そういう理解なんですけども、それをただ曜日を変えるのになぜこの収集運搬費が、業務委託料がふえるのか、そのところをきちっと説明してください。

それから、次のごみ処理施設運営費、これ、業務委託料ということで、プラスチック製容器包装ということで、これは業務量が減ったからでしょうか。いわゆる出す量が。それと、説明の中ではクリーンパークにというような話があったように思うんですけども、ちょっと内容を説明していただけませんか。

それから、7ページ、消費者行政費で、これ、詐欺防止の録音機なりということでもありますけども、当初、200台をということだったんですけど、これ、追加でいわゆる100台をしたいということで、この金額が補正増となったんでしょうか。

それと、どこだったかな、監視カメラの関係が出ておりますけども、これについては1台をどこに設置をするようなことになってるんでしょうか。過日、落書きがいわゆるガードレールだとか、それからローソンなんかの壁だとか、そういったところにされてるということで、子供たちもちょっと怖がってるというような話もあったんですけども、今回のこのカメラについてはどこにどういう目的で、補助要綱ではいろいろと書いておりますけども、それに沿った内容なんんでしょうか。どうでしょう。そこ、それだけ答えてください。

○議長（小林 俊之君） 谷田町民課長。

○町民課長（谷田 善明君） 済みません。4点御質問いただきました。

まず1点目の塵芥処理費の増でございます。今回の10月1日からのごみ分別の変更は、1点目が品目変更、2点目が収集日の変更、それと、3点目がプラスチック製容器包装の処理先の変更の3点でございます、主には。

そうした中で、まず何で塵芥処理費が増になったかと、これは一般廃棄物の収集運搬業務が増になるためでございます。増になる理由は主に2点ございまして、1点目が、プラ製容器包装はこれまで久谷のリサイクルセンターで処理しておりましたが、今後、クリーンパーク北但で処理しますために運搬距離が伸びた、このことによる増、それと、2点目が、ごみ収集日の変更によりまして浜坂地域において収集車両の増が必要となったということによる増の、大きくは2点でございます。

それから、2点目の御質問で、なぜプラスチック製容器包装の処理費が減になるのかということなんですが、これは現在、リサイクルセンターから境港にある処理場で燃料用の固形燃料に変更してるんですが、その処理費用がかかっております。処理費用が大体トン当たり3万5,000円かかっております。半年分の処理、大体月に5.25トン、6カ月分で31.5トンが、それだけ費用がかかるんですが、これが北但に持っていきますと、本年度はかかりませんが、来年度以降、前年の処理量に応じて付加金が若干上がってくるというようなことですが、本年度は金額変更はございませんが、本年度の予算としましては、リサイクルセンターからプラスチック製容器包装の処理業者に委託する金額が、半年分が減になるということでございます。

それと、3点目が、消費者行政費におきまして、消費者行政費の電話機につける録音機能のついた詐欺防止のための機器の貸し出しについてでございますが、当初予算では50台を計画いたしておりました。今回、300台、購入を計画いたしまして、それ、300台になることによってちょっと単価も下がりました、その差額で136万円の増額をお願いするものでございます。

4点目といたしまして、4点目が、返っていただきまして、諸費の新温泉町防犯カメラの設置に関する補助金で、カメラ1台をどこに設置するかという御質問でございます。湯区が兵庫県に申請しまして、ちょうど湯のカドミセですか、あそこに設置する予定となっております。以上でございます。

○議長（小林 俊之君） 11番、中井次郎君。

○議員（11番 中井 次郎君） プラスチック製容器包装に関してですけども、北但に変わるということで、金額的なもんはどうなるわけですか。実際にトン当たりの値段については安くなるんですか。そこら辺のそこはどうか。なぜそうやってあっちに移すのか、その理由がわからないわけですか、実際に。それをちょっと一つは答えていただきたいと思います。

それから、この委員会資料を見ますと、燃やすごみなりが相当な量ふえてるわけですね、これ。28年度に比べて、29年度ですか。これは影響はないんですか。なぜごみを減らそう減らそうって、燃やすごみを減らそうってしてるにもかかわらず、なぜふえたのかね、これ。それらをちょっとお答えをいただきたいと思います。

それから、防犯カメラの件ですけども、カドミセに、いわゆるYショップがあるところですか、あそこに設置をするということでもありますけども、本当に私は、一般質問でも



出ておりましたけども、これからそれこそ際限なく監視カメラが町にあふれるとか、それから公共施設にカメラを設置するとか、こういうことになると何かそら恐ろしいなど、一面では。全てをそうやって録画をされて随時行動を監視されてるように思わざるを得ないと、こういうことにも本当に、これでいいのかなと。やはり本来言えば、先ほどのスプレーなんかの問題もきちっとどう対応していくか、未然にそういうことを防げるのかどうなのかを含めてやはり対策を練るなり、そういうことをやるべきじゃないんでしょうか。今、湯村の中にも、いろいろと様子聞いてみますと、それほど、昔は荒湯なんかで大変いろんな若い方が夜中に来て、そして、それこそゆで卵をゆでるところをもう運動会のごとく走り回ったとか、ワンカップを買ってきて足湯で飲んで騒ぐとか、そういうこともありましたけども、今はそれはないという形になりつつあるということが地元からも報告あるわけで、そういった基本的な考え方はどう思われているのか。今後、どんどんどんどん監視カメラが町のあらゆるところに設置をされていくというようなことについて、好ましいことじゃないと思うんですけども、それらの点についてはどうお考えでございますでしょうか。

○議長（小林 俊之君） 谷田町民課長。

○町民課長（谷田 善明君） まず、プラ製容器包装についてでございます。現在、久谷で受け入れておりますプラスチック製容器包装は、各事業者から出てくる業務系のプラスチック製容器包装と家庭から出てくる、一般家庭から出る一般廃棄物のプラスチック製容器包装の両方を処理いたしております。このたび北但に持っていきけるプラ製容器包装は、家庭からの一般廃棄物のプラ製容器包装のみとなります。引き続きまして業務用、産業廃棄物系のプラスチック製容器包装は久谷のリサイクルセンターで処理するというようなこととなります。何で久谷でやってきたかっていいますと、本町のプラスチック製容器包装の処理が地域の地場産業保護の観点から事業系も受け入れてきたということから久谷で処理してきたわけでございますが、今回の収集品目等の見直しで、作業スペースの観点などから、一般廃棄物のプラスチック製容器包装についてはクリーンパーク北但での処理するというようなことでございます。

それで、メリットですが、そのことによりまして、北但ではプラ製容器包装の処理を容器包装リサイクル協会に委託いたしますので、ペレット、プラスチックからプラスチックへの再生もやっているというようなことでございますので、燃料より、よりリサイクルに適した形になるんじゃないかなというふうに感じております。金額的なものにつきましては、正確な金額は来年以降になりますのできっちりした積算はできませんが、全体としては安価になるんじゃないかなというふうに考えております。

それと、ごみが昨年、一昨年に比べてふえております。これは大きくは人口とともに減少傾向ではあるんですが、昨年、28年度は27年度に比べてごみは減少いたしております。27年度は26年度よりも増加いたしておりますが、これは駆け込みによる増というふうに考えております。ですから、27と28を比べた場合、28は減少してい

るというようなことでございます。

それから、防犯カメラの件でございますが、防犯カメラ設置するに当たりましては、まず、防犯も大事ですが、個人のプライバシーは当然守られるべきであろうと考えております。ですから、防犯カメラを設置するに当たりましては、防犯カメラの運用規定をその設置団体に定めるように規定いたしております。その防犯カメラの運用規定の中に管理責任者の設置及び管理責任者の守秘義務というようなことや、撮影していることの明示、また撮影した映像の保管方法、保管期間、保管期間終了後の消去方法、また記録した映像の利用、提供の制限、苦情処理などを規定の中に盛り込むことが補助の要件となっております。また、記録した映像の漏えい防止措置についても記載されるというようなことで、固定や施錠設備によるレコーダー、外部記録媒体等の盗難防止措置をとること、それから、ネットワークシステム及び外部記録媒体のパスワードの適切な設定と定期的な変更等による記録映像の流出措置をとることというようなことが補助の要件となっておりますので、カメラの設置に当たりましては、当然、プライバシーの保護、それから、その映像の適切な処置また消去等がなされるものというふうに考えております。以上です。

○議長（小林 俊之君） 11番、中井次郎君。

○議員（11番 中井 次郎君） 課長、防犯カメラが犯罪抑止につながったというような、やっぱりそういうお考えですか。つながると。何かあれば防犯カメラを設置したらどうかというお話もあるんですけども、それはそれで気持ちの点でわかるんですけど、本当にそれが犯罪抑止なりそういうことにつながるのかなと、私はやっぱり疑問を持ってるんです。それだけじゃなしに、ほかのことも含めて、やっぱり地域のコミュニティーだとか防犯のあり方、今でも湯村は毎週土曜日、夜警を各一般家庭が順番に何人かが組になってやっていると、そういうことも一つは犯罪抑止につながってるのかなという思いです。やっぱりそこら辺のところをきちっと明らかにしていただきたいと思うんです。総合的にはそういう犯罪をいかに防いでいくか、やっぱり皆さんが安心して暮らせるということを大事にしてほしいと思うからであります。

それから、課長、具体的にペレットをやってるから、再利用なりするなりやってるからということは私も一応は知っとるつもりですけど、要は、今のその家庭用のもんを、家庭用のいわゆるプラスチック容器のことについては、これまでから結局はパルプの会社の燃料になるんだという説明をずっと受けてきたわけです。それがペレット化になるということで、よりリサイクルの率がふえるだろうという話でしょうか。

それから、北但に持っていくことによって委託料なりそういうなりが具体的に一体どうなるのかということは、今回の中でも質問に答えられるようにしてほしいなと思うんです。どの程度のあれになるのかなと。事前にそういうことをあれすればわかるはずですし、ぜひともその金額がどうなるかも明らかにしてほしいなと思うんですけども。

○議長（小林 俊之君） 谷田町民課長。

○町民課長（谷田 善明君） 今、議員さん御指摘のとおり、カメラだけで犯罪が抑止できるとは決して考えておりませんで、やはり地域のコミュニティーとか防犯協会、皆様の御協力によるパトロールなど、総合的な地域力、地域の防犯力によってそれらが防げるものというふうには考えております。それらを助けるというか、それを助ける一つのツールとして防犯カメラというふうな考えでございます。警察等も防犯カメラの効果等につきましては、あるというふうに認識しているようでございます。先ほど申しましたように防犯協会等の御協力を得ながら、地域力での防犯がまず第一義的には大事じゃないかなというふうに考えておるところでございます。

それから、プラ製容器包装の話なんですけど、家庭用の一般廃棄物のプラスチック製容器包装を北但に持っていくことによりまして、北但から先ほど申しました容リ協、容器包装リサイクル協会のほうに持っていくことができまして、それによってペレット化が進むというようなことでございます。それまで、ですから、今後も産業廃棄物系につきましては北但に持ち込むことができませんので、今までどおり燃料化しての処理となります。ですから、家庭用についてはよりリサイクルできるというふうに考えておるところでございます。

それから、3点目の委託料につきましては、北但の負担金の中にプラスチック製容器包装の持ち込んだ重量が、各市町の前年持ち込んだ重量の案分で固定分が1割、それと重量分が9割で案分されまして、来年以降の負担金としてかかってくるわけなんですけど、今までの傾向を見ますと境港での処理に比べてはるかに安価になるというふうに考えております。以上でございます。

○議長（小林 俊之君） そのほかございませんか。

8番、中村茂君。

○議員（8番 中村 茂君） 6ページから7ページです。農業振興費の部分ですが、交付金の部分で農地維持及び資源向上（共同）というやつ、この多面的機能の部分だと思んですが、長寿命化な部分が、長寿命化における交付金すごい、ことしは通年の2割ぐらいしか交付金が出ないと、そんな状況を聞いたんですが、国の予算組みだと思んですが、その辺の原因は何かなということを知りたいと思います。

それから、次の畜産業費の部分で、牛舎設置事業です。これは底辺にクラスター事業というものが流れていて、その中の一つというか、具体的に展開される部分の牛舎設置の補助ということで理解したらいいんでしょうか。実際にどこの牛舎なのかなということも含めて、また、クラスター事業の位置づけであれば、計画の進捗なりそういうのはどういうふうになってるのかなと、まずそれを聞いてみたいと思います。

それから、8ページ、土木費の部分で、業務委託料、湯村温泉地区街なみ環境整備事業費用対効果分析業務、昨年、この街なみ環境事業については計画づくりがなされた。その計画づくりがなされた部分における費用対効果の分析をされるということで理解したらいいかどうか。ここで、費用対効果が望めないというか、そういう部分というのは

この段階で排除されるものなのか。街なみ環境なんていうのはなかなか費用対効果なんてはかれんというような気がするんですけど、その辺はどういうふうにこの分析されるのかなと。実際これ、できた部分というのは公開してくれるのかどうか、その辺を聞きたいと思います。以上。

○議長（小林 俊之君） 仲村農林水産課長。

○農林水産課長（仲村 秀幸君） まず最初の多面的機能の補助金の分ですが、このたび補正申しあげている農地維持の分と資源共同の分、これがこのたび内示である程度固まったということで補正をさせていただいたということなんですけど、あと、長寿命化の分はまだこれから調整させていただく必要があります。ですので、このたびの補正には内容としては上がってございません。

それと、畜舎の関係ですが、畜舎とこのたび上がっている補正内容につきましては、地区は海上の簡易畜舎でございまして、この畜舎につきましてはクラスターの計画とは別でございまして。計画内の施設整備ということではありませんで、本年度、今、調整しておりますが、本町のクラスター計画というのはまとめ上げている最中ということでございます。国の予算状況も見ながら、いつでも申請できるような格好で今準備をしているところでございます。以上でございます。

○議長（小林 俊之君） 田中建設課長。

○建設課長（田中 雅樹君） 説明の中で、費用対効果という形で申しあげました。費用も含めてですけど、効果調査という形の中で費用対効果も含めた効果調査という形になるかというふうに思っております。それにつきましては公表内容をするということは当然だというふうに思っておりますし、中には、計画に対してという形にもありますけど、アンケートも実施しようというふうに考えております。計画に合わせてその地元の方々がどういう期待をしてるのかというようなこともアンケートの中に織り込めばという思いをしておるところでございます。

ただ、具体的なものはこれから詰めますので、業者も決まっておられませんし、補正ができ次第、お認めしていただき次第に業者を決めて、その件と調整をしながら、その分析についてのやり方についても詰めていきたいというふうに思っております。

○議長（小林 俊之君） 8番、中村茂君。

○議員（8番 中村 茂君） 今の費用対効果の件ですが、これ、最終的には結果は公表していただけるもんかどうかと。

それから、さっきの部分では、さっきはいいですね。農林水産につきましては結構です。それだけお願いします。

○議長（小林 俊之君） 田中建設課長。

○建設課長（田中 雅樹君） 効果につきましてはできるだけ公表していきたいというふうに思います。

○議長（小林 俊之君） そのほかございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小林 俊之君） それでは、次に、地方債補正、歳入について質疑をお願いいたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） それでは、次に、総括質疑をお願いいたします。ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小林 俊之君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して……（「討論」と呼ぶ者あり）討論。

御異議がございました。

それでは、質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

まず、本案に対し反対者の発言を許します。

11番、中井次郎君。

○議員（11番 中井 次郎君） 議案第75号、一般会計補正予算（第2号）に反対の立場から討論いたします。

歳出、財産管理費、照来小学校、旧照来小学校校舎棟解体撤去を決める過程について、極めてずさんな実態が明らかとなりました。休会中の総務教育常任委員会では、この工事は地元区長さん方の同意のもとに行うと明言されました。しかし、本日の審議で明らかになったのは、5月19日に行われた地元区長さん方への説明も、職員ではなく代表区長さんへ任せるということでもございました。5月19日以後、4カ月ありますが、今日に至るまで当局からの説明や意見聴取は行われてはいないわけであります。体育館を残すことについても、当然、付随施設としてトイレが必要であることも明らかであります。本日の審議の中で、答弁でございましたが、降雪時、体育館と遠く、離れたプールのトイレを利用せよなんてことは極めて論外な話ではありませんか。私は委員会への誤った説明をしたこと、公務員である町職員としての説明責任を果たしていない、このようなことについて許すことはできません。したがって、この補正予算に反対をいたします。

○議長（小林 俊之君） 次に、本案に対し賛成者の発言を許します。

〔賛成討論なし〕

○議長（小林 俊之君） そのほか討論はございますか。

〔討論なし〕

○議長（小林 俊之君） これをもって討論を終結いたします。

これから採決に入ります。採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小林 俊之君） 起立多数、11名であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

午後1時37分休憩

午後1時37分再開

○議長（小林 俊之君） 再開いたします。

ただいま休憩中に御協議いただきましたとおり、平成29年度特別会計6会計の補正予算につきましては、一括上程し、質疑、討論、採決は会計ごとに行います。

日程第8 議案第76号 から 日程第13 議案第81号

○議長（小林 俊之君） 日程第8、議案第76号、平成29年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、日程第9、議案第77号、平成29年度新温泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、日程第10、議案第78号、平成29年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、日程第11、議案第79号、平成29年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第2号）について、日程第12、議案第80号、平成29年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計補正予算（第2号）について、日程第13、議案第81号、平成29年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計補正予算（第1号）についてを一括議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

岡本町長。

○町長（岡本 英樹君） 議案第76号、平成29年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）から、議案第81号、平成29年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計補正予算（第1号）までのそれぞれの特別会計につきまして、補正を行う必要が生じたので、御提案を申し上げるものであります。

内容につきましては、休憩中に担当課長より御説明を申し上げたとおりでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（小林 俊之君） 内容説明につきましては、休憩中に担当課長より説明を受けておりますので、これから質疑に入ります。

まず、議案第76号、平成29年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、これから質疑に入ります。質疑お願いいたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 御異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 御異議がないようですので、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第77号、平成29年度新温泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、これから質疑に入ります。質疑お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 御異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 御異議がないようですので、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第78号、平成29年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、これから質疑に入ります。質疑お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 御異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 御異議がないようですので、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第79号、平成29年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第2号）について、これから質疑に入ります。質疑お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 御異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 御異議がないようですので、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第 80 号、平成 29 年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計補正予算（第 2 号）について、これから質疑に入ります。質疑お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 御異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 御異議がないようですので、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第 81 号、平成 29 年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計補正予算（第 1 号）について、これから質疑に入ります。質疑お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 御異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 御異議がないようですので、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 14 認定第 1 号

○議長（小林 俊之君） 日程第 14、認定第 1 号、平成 28 年度新温泉町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

岡本町長。

○町長（岡本 英樹君） 本件につきましては、平成 28 年度新温泉町一般会計歳入歳出決算の認定について御提案を申し上げるものでございます。御審議をいただき、御議決を賜りますようによろしくお願いを申し上げます。

○議長（小林 俊之君） お諮りいたします。平成 28 年度新温泉町一般会計歳入歳出決算の認定については、議長を除く 14 名の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。御異議ございませんか。



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 異議なしと認めます。よって、本案については、議長を除く14名の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後1時45分休憩

午後1時46分再開

○議長（小林 俊之君） 再開いたします。

次に、決算特別委員会の委員長及び副委員長の選任であります。委員会条例第9条第2項の規定により、委員会において互選となっております。

休憩中に互選をしていただいておりますので、御報告をいたします。

決算特別委員会委員長、中井勝君、副委員長、谷田一富君が選任されました。

決算特別委員会は、会期中に御審査を賜りますようお願いをいたします。

暫時休憩いたします。

午後1時47分休憩

午後1時47分再開

○議長（小林 俊之君） 再開いたします。

ただいま休憩中に御協議いただきましたとおり、認定第2号、平成28年度新温泉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定から、認定第11号、平成28年度新温泉町公立浜坂病院事業会計決算の認定までの10議案について、一括上程を行います。

日程第15 認定第2号 から 日程第24 認定第11号

○議長（小林 俊之君） 日程第15、認定第2号、平成28年度新温泉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第16、認定第3号、平成28年度新温泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第17、認定第4号、平成28年度新温泉町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第18、認定第5号、平成28年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第19、認定第6号、平成28年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第20、認定第7号、平成28年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第21、認定第8号、平成28年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計決算の認定について、日程第22、認定第9号、平成28年度新温泉町水道事業会計決算の認定について、日程第23、認定第10号、平成28年度新温泉町下水道事業会計決算の認定について、日程第24、認定第11号、平成28年度新温泉町公立浜坂病院事業会計決算の認定についてを一括議題と

いたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

岡本町長。

○町長（岡本 英樹君） 認定第2号、平成28年度新温泉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第11号、平成28年度新温泉町公立浜坂病院事業会計決算の認定についてまで、それぞれの特別会計、公営企業会計につきまして、それぞれ決算の認定を賜りたく御提案を申し上げるものであります。御審議をいただき、御議決を賜りますように、よろしくお願いを申し上げる次第であります。

○議長（小林 俊之君） お諮りいたします。ただいま議題となっております認定第2号、平成28年度新温泉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第11号、平成28年度新温泉町公立浜坂病院事業会計決算の認定についてまでの10議案は、決算特別委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 異議なしと認めます。よって、認定第2号から認定第11号までの10議案は、決算特別委員会に付託することに決定しました。

暫時休憩いたします。

決算審査報告の前に、監査委員の宮本泰男君は監査委員席に着席してください。

午後1時51分休憩

午後1時51分再開

○議長（小林 俊之君） 再開いたします。

ここで、監査委員から決算審査報告を受けたいと思っております。

川崎代表監査委員から決算審査報告をお願いいたします。

○代表監査委員（川崎 雅洋君） 失礼いたします。初めに、平成28年度一般会計、特別会計決算審査について報告いたします。

平成28年度一般会計及び特別会計6会計の決算審査を、7月25日から8月7日まで、実質8日間で行いました。

審査に当たりましては、宮本監査委員と事前に提出がありました各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金の運用状況等について、決算審査意見書に記載しております6つの項目を主眼に置き行いました。また、平成28年度中に実施しております例月出納検査の結果も参考にしながら、担当課長、担当係長の出席を求め質疑を行う中で、関係諸帳簿及び証拠書類等と突合、照合を行いました。職員の執務体制につきましては、出勤簿、出張命令書、復命書等、関係帳簿と突合し照合を行ったところであります。

審査結果につきましては、一般会計及び6事業の特別会計の歳入歳出決算書、決算事項別明細書は法令に基づいて調製されておりました。計数につきましても、関係帳簿及

び証拠書類等と照合しました結果、誤りなく記載されていたことを確認いたしました。また、基金の運用状況及び公有財産調書につきましても非違はなかったことを報告しておきます。

審査の意見といたしましては、一般的なこととなりますが、町税及び国民健康保険税につきましては、徴収率が前年比0.2ポイント減少しています。また、年度末、滞納額は町税で9,910万8,000円、国民健康保険税では9,872万9,000円となっており、増加傾向にあります。町を運営する基本的な財源でもありますし、税等の負担の公平性の観点からも時効消滅は極力減らし、住民の納税意欲を阻害することなく成果が上がるよう、一層の収納率の向上とともに、滞納繰越額を抑制するため、年度内収納に努めていただきたいと思います。あわせて、保険料、使用料、手数料等の未収債権も増加してきております。これらも町税同様に滞納の収納に全力を傾注し、解消に努めていただきたいと思います。

次に、保健健康福祉施策の推進であります。住民の健康管理のため、健康の維持、増進、疾病予防、早期発見を目的に特定健診を初め、多種にわたる健康診断を行っておられるわけですが、これらの受診率向上を図るため、なお一層の努力と健診後の事後指導の充実を図っていただきたいと思います。

それから、職員の人材育成であります。職員としての基本理念を設定し、職員研修等の基本方針を定められ、人材育成に努められておられるわけですが、研修の成果をさらに高め、引き続き職員のレベル向上に努力をお願いしたいと思います。職員の皆さんにおかれましては、堅実に的確に職務を執行しておられると思いますが、予算執行と前年踏襲に終始し、受動的に業務をこなすだけでなく、積極的に意欲を持って事務事業を遂行する人材育成と基盤づくりを要望しておきたいと思っております。

業務の簡素化、合理化についてであります。定員適正化計画に基づいて人員削減は行われておりますが、事務事業は制度の改正また事務移譲などにより年々複雑、専門化し、業務量も増加してるように思われます。このような中で職員が健康で業務に邁進できるよう、労働環境の整備に配慮することを望んでおきます。

業務処理量の増加によりデスクワークに終始され、地域に出向く機会が少なくなり、住民との意思疎通が希薄にならないようしていただきたいと思います。また、成果主義に相反するわけですが、効率的に業務を遂行するためにはチームプレーが必要不可欠だと思います。縦割りによる弊害を回避するため、組織内の意思疎通、連携、調整を十分図っていただきたいと思います。

そのほか、個々の項目につきましてはお手元に配付しております意見書のとおりでございますので、御清覧を賜りたいと思っております。

続きまして、平成28年度公営企業会計決算の審査を行いましたので、その結果について報告いたします。

審査は6月28日に浜坂温泉配湯事業会計、それから水道事業会計、下水道事業会計

の3企業会計について行いました。また、6月29日に公立浜坂病院事業会計について、それぞれ担当課長、事務長、担当者の出席のもと、宮本監査委員と審査を行ったところであります。

審査に当たりまして、町長のほうから審査に付された決算書類に記載された財務の状況並びに経営の状況が的確であるか審査するとともに、それぞれの事業について損益計算書、剰余金計算書、貸借対照表、収益費用明細書、資本的収支明細書、固定資産明細書、企業債明細書、会計帳簿を照合し、各企業の経営実績、経営状況、各書類の数値、内容について説明を受けながら審査を行ったところであります。

審査の結果、各会計における決算書等関係諸帳簿並びに証拠書類の計数は、これら諸帳簿との照合の結果、適正であると認めたので、報告いたします。

決算数値や各会計の詳細については意見書のとおりでありますので、後ほど御清覧していただきたいと思ひます。

審査の課題、意見を、一般的ではありますけれども、事柄になりますけれども報告いたします。

まず、浜坂温泉配湯事業であります。平成28年度も前年に引き続き黒字を計上しております。施設修繕につきましては、配湯管の経年劣化に伴い漏湯事故が増加しているようではありますが、温泉集中管理施設改修計画に基づき、引き続き計画的な施設の改修に努めていただき、施設維持を図れるよう望みます。温泉使用料の未収金につきましては、微増ではありますが増加傾向にあります。計画的に徴収を徹底していただくことと年度内の収納に努力をすることを望んでおきます。

今後、人口減少により収支バランスが悪化する可能性が予測されます。さらに危機管理を持って経営改善に努めるとともに、過大な設備投資とならないように配慮していただくようお願いいたします。

水道事業会計ですが、水道使用料の未収につきましても、訪問や面談を初め、滞納の解消に向けて計画的な督促、収納にさらに努めていただきたいと思ひます。給水人口の減少傾向は営業収益に影響を与え、経営的にもさらに厳しさが増すと予測されます。これらに対処していくためにも、給水原価の一層の引き下げ、計画的な施設整備、料金改定を含め引き続き経費の節減に努めていただくとともに、安心安全な水を安定的に供給できるよう、適切な維持管理に努めていただくようお願いいたします。

近年、想定を超える災害が頻発しております。組織として常に危機管理意識を持ち、災害時、不測の事態に備えて応援体制の確立や迅速かつ的確な対応がとれるよう、引き続き計画的な体制づくりを要望したいと思ひます。

次に、下水道事業でございます。この会計は、28年度からコミュニティ・プラント事業と下水道事業会計が企業会計へ移行されました。下水道の接続は快適な生活環境と公共用水域の水質保全のみならず、下水道事業の経営に大きな影響を与えています。未接続者に対して事業の意義、必要性を理解いただくとともに、接続の推進に努めていた

だくよう要望しておきます。

また、加入金を含め使用料の未収金につきましては、計画的な収納を徹底することにより滞納解消に努めていただきたいと思います。

今後も、水道事業同様に人口減少により収支の悪化が予測されます。外部委託、それから施設の統廃合等を含めた効率化を進め、より一層の経営改善に努めるとともに、建設改良におきましては、過大な設備投資とならないよう配慮していただくことを望んでおきます。

終わりですけれども、公立浜坂病院事業会計であります。病院事業におきましては、外来及び入院患者は全体で前年度よりも1%減少し、医業収益は3,200万円の減少しております。介護老人保健施設では入所、通所合わせまして10.4%の増となっており、収益事業は3,300万円の収益増となっております。病院事業4施設の純利益は2億1,000万円の黒字決算となっておりますが、これは町からの補助金による特別利益であり、抜本的な経営改善によるものではありません。運営と経営改善に日々努力を重ねておられますけれども、病院事業の莫大な未処理金、未処理欠損金を改善していくためにも、改革プランに沿って今後どのように対応し解決していくのか、喫緊の課題であると考えております。

病院は町の中核医療機関であります。限られた予算ではありますが、引き続き医療機器の更新、施設の整備を計画的に検討していただくとともに、常勤医師を初め、医療スタッフの確保、あらゆる手法、手段を検討していただいて、人材確保と人材育成に努めていただくことを望んでおきます。

各施設の受診、入院施設利用料等の未収金につきましては、これも督促、訪問等、また時効中断の必要があれば処理を行うなど適切な管理を行い、滞納の改善に努めていただくことをお願いして、決算審査の報告とさせていただきます。

○議長（小林 俊之君） ありがとうございます。

決算審査報告は終わりました。

決算特別委員会は、会期中に審査賜りますようお願いをいたします。

暫時休憩いたします。

午後2時04分休憩

午後2時05分再開

○議長（小林 俊之君） 再開いたします。

○議長（小林 俊之君） お諮りいたします。以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもちまして散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会する

ことに決定いたしました。

本日はこれで散会いたします。

次は、9月22日金曜日、午前9時から会議を開きますので、議会議事堂にお集まりください。長時間お疲れさまでした。

午後2時06分散会

---